

「経営の健全化のための計画」
(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第5条)

平成15年 9月
株式会社 もみじホールディングス

株式会社もみじホールディングスの子会社である株式会社せとうち銀行と株式会社広島総合銀行は、関係当局の認可及び株主総会での承認を前提に平成16年5月を目途に合併をいたします。

合併時には、株式会社もみじホールディングスが計画を再提出することといたします。

なお、株式会社もみじホールディングスは、今後、計画に掲載された事項について重大な変更が生じることが予想される場合は、遅滞なく金融庁に報告いたします。

経営の健全化のための計画の前提条件

平成15年3月期の金融・経済情勢

平成15年3月期のわが国の経済状況は、長引くデフレ不況に加え、海外情勢の影響により、総じて景況は低迷しました。前半期は、一部に持ち直しの動きがみられたものの、後半期においてイラク戦争の影響等により株価が大幅に下落するなど、不況感がより一層深刻化しました。

15年度以降は、経済統計指数の動向から景気の上向き傾向が予想されるものの楽観視はできず、金利、為替、株価等基本的な指標については15年3月末の水準と変化はないものと考えております。

【経営の健全化のための計画の前提条件】

	15/3月期	16/3月期	17/3月期	18/3月期	19/3月期
無担O/N (%)	0.021				
TIBOR 3 M (%)	0.080				
10年国債 (%)	0.700				
為替 (円/ドル) (円)	120.20				
日経平均株価 (円)	7,972				

目 次

1 . 金額・条件等	1
(1) 根拠	
(2) 発行金額、発行条件、商品性	
(3) 当該自己資本の活用方針	
2 . 経営の合理化のための方策	2
(1) 経営の現状及び見通し	
(2) 平成 15 年 3 月期業務改善命令への対応	
(3) 業務再構築のための方策	
3 . 責任ある経営体制の確立のための方策	22
(1) 金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念	
(2) 経営の意思決定プロセスと相互牽制体制	
(3) 自主的・積極的なディスクロージャー	
4 . 配当等により利益の流出が行われなための方策等	31
(1) 基本的考え方	
(2) 配当、役員報酬・賞与についての考え方	
5 . 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策	31
(1) 基本的な取組み姿勢	
(2) 具体的な方策	
(3) 組織・体制の見直し	
(4) 地域経済の発展を支援する商品の提供	
(5) 融資に対する取組み姿勢	
6 . 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、 償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策	35
(1) 消却、払戻し、償還又は返済についての考え方	
(2) 剰余金の推移	
7 . 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	36
(1) 各種リスク管理の状況	
(2) 資産運用に係る決裁権限の状況	
(3) 資産内容	

- (4) 償却・引当方針
- (5) 評価損益の状況と今後の処理方針
- (6) 金融派生商品等取引動向
- (7) 劣後債の引受け又は劣後ローンによる貸付けその他の方法による子会社の財務内容の健全性の確保

8. 地域経済における位置づけ 56

- (1) 地域の金融市場における融資比率等
- (2) 地域経済への貢献

(図表)

1. 収益動向及び計画	6
2. 自己資本比率の推移	10
6. リストラの推移及び計画	18
7. 子会社・関連会社一覧	20
8. 経営緒会議・委員会の状況	28
10. 貸出金の推移	34
12. リスク管理の状況	37
13. 金融再生法開示債権の状況	47
14. リスク管理債権情報	48
15. 不良債権処理状況	52
18. 評価損益総括表	53

1. 金額・条件等

(1) 根拠

平成11年9月に株式会社広島総合銀行（以下広島総合銀行という）は「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」第4条第2項に基づいて公的資金を申請し、株式会社整理回収機構の引き受けにより優先株式200億円を発行いたしました。また、平成11年9月に広島総合銀行は株式会社整理回収機構より永久劣後ローン200億円を借り受けました。

その後、平成13年9月に広島総合銀行は株式会社せとうち銀行（以下せとうち銀行という）と持株会社「株式会社もみじホールディングス（以下もみじホールディングスという）」を設立し経営統合を行ったことから、優先株式は、株式移転によりもみじホールディングスが発行する下記の優先株式となっております。また、永久劣後ローンにつきましても、もみじホールディングスが同債務を引き受けております。

今回は、金融再生委員会より平成11年9月30日付で発表された経営健全化計画の見直しについての基本的考え方及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令第1条の2の規程に基づき平成13年8月の「経営の健全化のための計画」を見直しするものです。

(2) 発行金額、発行条件、商品性

イ. 優先株式(公的資金)

名 称	第二種優先株式
発行株数	20,000株
発行価額	1株につき1百万円
うち資本に組み入れない額	1株につき50万円
発行総額	200億円
優先配当金（優先配当率）	14,100円(1.41%)
優先中間配当金	7,050円
残余財残の分配額	1株につき1百万円
当初下限転換価額	315,000円
転換請求期間	平成16年9月30日 ～平成23年7月31日
一斉転換時下限転換額	300,000円
一斉転換日	平成23年8月1日

ロ．劣後ローン(公的資金)

借入金額	200億円
利率	平成16年9月30日まで 6ヶ月円Libor+2.80% 平成16年10月1日以降 6ヶ月円Libor+4.14%
弁済期限	定めない
任意弁済	平成16年9月30日以降
利息支払方法	6ヶ月後払い

(3) 当該自己資本の活用方針

公的資金につきましては、これまでと同様に、主として地域経済活性化に資するため、地域の中小・零細企業及び個人向けの資金ニーズに対し、安定的かつ円滑な資金供給を行うために活用する所存です。

もみじホールディングスは、グループの自己資本充実を目的として、劣後債又は劣後ローンその他の方法による資金調達を行うことがありますが、当該資金は子会社の財務内容の健全化を確保するため、子会社が発行する社債の引受けまたは子会社への貸付金に使用されるものであります。

2. 経営の合理化のための方策

(1) 経営の現状及び見通し

イ．概況

せとうち銀行と広島総合銀行(以下「両行」という)は、平成13年9月28日に商法364条に定める株式移転の方法により両行共同で「もみじホールディングス」を設立し、新しい金融グループ「もみじフィナンシャルグループ」(以下、「当グループ」という)を組成いたしました。

これまで持株会社を中心として、グループ戦略の組成や経営体制の再編・整備、販売商品・キャンペーンの統一化、地域貢献活動及び地域の文化的事業の統合に加え、カード業務やビジネスサービス業務を営む関係会社の統合を計画どおり実行してまいりました。

また、両行が保有する店舗・ATMなど営業設備、電算システム、人事制度及びコーポレートガバナンスなどについても一定の統合効果を挙げてまいりました。

このような実績を踏まえ、更なる統合効果を求めて両行は関係当局の認可及び株主総会での承認を前提に平成16年5月のシステム統合を目途に合併し、新たな銀行としてス

タートを切ることといたしました。

〔経営統合の経緯〕

- 平成12年10月 : 持株会社方式による経営統合について基本合意
- 平成13年2月 : 統合契約書の締結
- 〃 6月 : 株主総会決議
- 〃 9月 : 株式会社もみじホールディングス設立
- 平成14年10月 : 子会社合併の基本合意
- 平成16年5月 : 新銀行としてスタート予定

ロ . 合併計画

合併の目的

両行の統合効果をさらにスピーディーに実現し、健全かつ強靱な経営基盤を早期に確立するとともに、地域の皆さまから一層信頼される強い体質を備えた新生の地域金融機関として、新しいビジネスモデルを構築することを合併の目的としております。

これまでは持株会社を中心に「統合計画の第一フェーズ」として、グループ体制の再編・整備と計画の早期実行を進めてまいりましたが、今後は、「統合計画の第二フェーズ」として、子会社の合併を推進することにより持株会社方式の統合では成し得なかった本部や事務集中部門などの統合等によって生じる経営資源の余剰を成長分野・重点分野に思い切ってシフトし、経営体制の強化と経営の効率化を加速させて、地域の総合金融グループとして、揺るぎない確固たる経営基盤を確立することが可能となります。

合併計画の概要

a . 新営業体制の構築

地域に密着した営業を展開するとともに、高度化、多様化するお客様に対応するため次のような新営業体制を構築いたします。

地区本部制の導入

主要地盤における地区ごとの情報や顧客ニーズに的確かつスピーディーに対応するため、合併時を目途として地区本部制を導入いたします。

エリア営業体制の整備

全店フルバンキングの体制から、顧客サービスの向上と店質にあった営業体制の明確化を目的とする「エリア営業体制」を平成 15 年度より試行し、合併を目途に導入いたします。

本部営業体制の整備

店舗営業を側面から支援するための本部営業体制を平成 16 年度までに整備し、平成 17 年度より本格稼働いたします。

各種センターの配置

お客様との接点を密にするため、住宅センター・ローンセンターなどのチャネル体制を平成 16 年度までに整備し、平成 17 年度から本格稼働いたします。

渉外体制

限られた人員の中で営業力を強化するため、エリア営業体制に沿った顧客セグメント別の渉外体制を平成 16 年度までに整備し、平成 17 年度から本格稼働いたします。

b. システム統合

平成 16 年 5 月を目途に広島総合銀行の現行システム（AB - 21）に統合いたします。その後、平成 19 年度を目途に AB - 21 の後継機である B e s t a への乗り換えを検討しております。

c. 店舗の統廃合

合併後の平成 16 年度下期より店舗の統廃合をさらに加速させます。両行の店舗が接近した地区や、将来的に成長見込の低い地区を中心に営業設備の統廃合や再配置を行い、平成 15 年 3 月の支店数 125 か店を平成 19 年 3 月には 101 か店とします。また、店舗外 A T M につきましては、現行の 303 か所を 74 か所統廃合し平成 19 年 3 月には 229 か所といたします。

d. 人員の効率化

店舗統合や経営の効率化を推し進め、店舗・人員について更に踏み込んだ削減を行い、現行 2,717 名を平成 19 年 3 月までに 2,350 名といたします。

e. ガバナンス体制の強化

持株会社を頂点としたグループ経営体制を強化してまいります。その中で、持株会社の果たすべき役割と両行の業務執行部門としての役割分担を明確にしてまいります。

合併準備委員会の設置

前述のような一段と踏み込んだ経営体制の強化と経営の効率化を加速させることを目的とした「合併準備委員会」を平成 14 年 10 月 29 日に設置いたしました。

「合併準備委員会」では両行の頭取と社長が委員長に、また、両行の全取締役がその構成員となり、合併業務を推進するため業務別に 10 部会を設置し、各部会が合併スケジュールの管理や業務・制度統合の推進等を行う体制といたしました。

なお、同委員会は平成 15 年 8 月 1 日に「もみじ銀行(仮称)設立委員会」に改正しております(24 頁参照)。

八．収益計画等の見通し

平成 15 年 3 月期の収益

平成 15 年 3 月期は、平成 16 年度上期の合併を控え資産の健全性確保の観点から、不良債権の前倒し処理、自己査定基準・償却引当基準の統一を前提とした厳格な基準の適用、株式の徹底した減損処理、及び税効果会計の基準見直しなど、積極的な引当・償却処理を実施した結果、健全化計画における平成 15 年 3 月期の当期利益目標額を大きく下振れする結果となりました。

当期の一般貸倒引当金繰入前業務純益は、運用元本の減少による資金運用収益の減少及び国債等債券償却の増加を主因に 207 億円となりました。

与信関係費用(注)は、より厳格な不良債権の処理が必要であるとの経営方針のもと、自己査定の一層の厳格化や最終処理の推進を行った結果、762 億円(一般貸倒引当金繰入額 152 億円、不良債権処理損失額 610 億円)となりました。

(注) 与信関係費用 = 一般貸倒引当金繰入額 + 不良債権処理損失額

株式市況の更なる悪化に加え、株式の減損処理をより厳格に実施するため、株式時価が取得原価に比べ 30%以上下落した全株式に対して減損処理を実施したことから、株式等関係損益は 130 億円の損失となりました。

以上の結果、平成 15 年 3 月期の当期利益は 528 億円の損失となりました。

平成 15 年 3 月期の自己資本比率

平成 15 年 3 月期の大幅な赤字計上により自己資本額は減少し、1,055 億円(健全化計画比 613 億円)となりました。また、貸出金の減少を主因としてリスクアセットは、18,420 億円(同 1,480 億円)となりました。

その結果、当グループ全体の自己資本比率は 6.30%(同 2.14%)となっております。

平成 16 年 3 月期の収益等見通し

平成 16 年 3 月期は、景気の急速な回復は期待できないものの、地域の資金ニーズにきめ細かく対応することや適正金利の確保などにより、資金利益の増強を図るとともに、人件費の削減を中心としたリスクアセットを強力に推進してまいります。

しかしながら、平成 15 年 3 月期に続き、合併に向けて不良債権のさらなる前倒し処理に取り組むとともに、システム統合関連費用の支出が発生することから、平成 16 年 3 月期の税引後当期利益は 24 億円を計画いたしております。

(図表1 - 1) 収益動向及び計画 [(株)もみじホールディングス]
持株会社 平成13年9月 設立

	15年3月期 実績	16年3月期 計画	17年3月期 計画	18年3月期 計画	19年3月期 計画
(規模)<資産、負債は平残、資本勘定は未残> (億円)					
総資産	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490
貸出金	200	200	200	200	200
有価証券	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
総負債	200	200	200	200	200
資本勘定計	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291
資本金	250	250	250	250	250
資本準備金	1,019	519	519	519	519
その他資本剰余金	-	500	500	500	500
利益準備金	-	-	-	-	-
剰余金(注1)	22	22	22	22	22
自己株式	0	0	0	0	0
(収益) (億円)					
経常利益	17	11	14	17	17
受取配当金	16	10	13	16	16
経費	4	4	5	5	5
人件費	3	3	4	4	4
物件費	1	1	1	1	1
特別利益	-	-	-	-	-
特別損失	-	-	-	-	-
税引前当期利益	17	11	14	17	17
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0
法人税等調整額	0	0	0	0	0
税引後当期利益	16	10	13	16	16
(配当) (億円、円、%)					
配当可能利益(注2)	21	521	521	521	521
配当金総額(中間配当を含む)	10	10	16	16	16
普通株配当金	-	-	5	5	5
優先株配当金<公的資金分>	2	2	2	2	2
優先株配当金<民間調達分>	8	8	8	8	8
1株当たり配当金(普通株)	-	-	2,500	2,500	2,500
同(第1種優先株)	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
同(第2種優先株)	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100
同(第3種優先株)	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
配当率(優先株<公的資金分>)	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41
配当率(優先株<民間調達分>)	2.62	2.62	2.62	2.62	2.62
配当性向	64.86	100.00	123.07	100.00	100.00
(経営指標) (%)					
ROE(当期利益/資本勘定<平残>)	1.23	0.77	1.00	1.23	1.23
ROA(当期利益/総資産<平残>)	1.07	0.67	0.87	1.07	1.07

(注1) 利益剰余金のうち、利益準備金以外のものであります。

(注2) 平成16年3月期に、資本準備金500億円を取り崩しております。

(図表1-1)収益動向及び計画〔2行合算ベース：広島総合銀行+せとうち銀行〕

	15年3月期 実績	16年3月期 計画	17年3月期 計画	18年3月期 計画	19年3月期 計画
(規模)＜資産、負債は平残、資本勘定は未残＞ (億円)					
総資産	26,891	26,535	26,477	26,697	26,863
貸出金	20,244	19,462	19,600	19,750	19,900
有価証券	3,661	4,128	4,240	4,543	4,858
特定取引資産	-	-	-	-	-
繰延税金資産<未残>	431	415	353	271	185
総負債	25,679	25,752	25,665	25,810	25,905
預金・NCD	24,073	24,416	24,474	24,624	24,724
債券	-	-	-	-	-
特定取引負債	-	-	-	-	-
繰延税金負債<未残>	-	-	-	-	-
再評価に係る繰延税金負債<未残>	71	71	71	71	71
資本勘定計	752	767	844	944	1,050
資本金	458	458	458	458	458
資本準備金	381	111	111	111	111
その他資本剰余金	-	-	-	-	-
利益準備金	67	41	43	46	48
剰余金(注)	266	43	118	215	319
土地再評価差額金	107	107	106	106	106
その他有価証券評価差額金	3	5	5	5	5
自己株式	-	-	-	-	-
(収益) (億円)					
業務粗利益	588	614	619	638	653
資金運用収益	593	604	614	629	639
資金調達費用	38	37	38	38	35
役務取引等利益	28	33	42	46	48
特定取引利益	-	-	-	-	-
その他業務利益	5	12	2	2	2
国債等債券関係損()益	7	10	-	-	-
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	207	231	231	280	310
業務純益	54	182	244	284	317
一般貸倒引当金繰入額	152	49	13	4	7
経費	381	381	388	357	343
人件費	184	172	171	165	161
物件費	176	188	197	173	163
不良債権処理損失額	610	102	78	90	89
株式等関係損()益	130	3	2	-	10
株式等償却	100	3	2	-	-
経常利益	691	65	156	190	215
特別利益	20	21	16	10	5
特別損失	16	44	18	1	10
法人税、住民税及び事業税	0	1	1	1	1
法人税等調整額	159	16	62	82	86
税引後当期利益	528	24	91	116	122

(注) 利益剰余金のうち、利益準備金以外のものです。

2 行合算ベース

	15年3月期 実績	16年3月期 計画	17年3月期 計画	18年3月期 計画	19年3月期 計画
(配当) (億円、円、%)					
配当可能利益	28	39	105	191	283
配当金総額 (中間配当を含む)	10	10	16	16	16
普通株配当金					
優先株配当金 < 公的資金分 >					
優先株配当金 < 民間調達分 >					
1株当たり配当金 (普通株)					
配当率 (優先株 < 公的資金分 >)					
配当率 (優先株 < 民間調達分 >)					
配当性向	-	41.66	17.58	13.79	13.11
(経営指標) (%)					
資金運用利回 (A)	2.37	2.43	2.47	2.49	2.49
貸出金利回 (B)	2.69	2.87	2.90	2.92	2.94
有価証券利回	1.09	0.89	0.91	0.92	0.92
資金調達原価 (C)	1.68	1.65	1.69	1.56	1.48
預金利回 (含む NCD) (D)	0.10	0.09	0.09	0.09	0.08
経費率 (E)	1.58	1.56	1.58	1.44	1.38
人件費率	0.76	0.70	0.69	0.67	0.65
物件費率	0.73	0.76	0.80	0.70	0.65
総資金利鞘 (A) - (C)	0.69	0.78	0.78	0.93	1.01
預貸金利鞘 (B) - (D) - (E)	1.01	1.22	1.23	1.39	1.48
非金利収入比率	5.85	7.65	7.10	7.52	7.65
O H R (経費 / 業務粗利益)	64.79	62.05	62.68	55.95	52.52
R O E (一般貸引前業務純益 / 資本勘定 < 平残 >)	20.81	30.41	28.67	31.31	31.09
R O A (注)	0.77	0.88	0.88	1.06	1.16

(注) 15/3月期は(一般貸引前業務純益/総資産<平残>)、16/3~19/3月期は(一般貸引前業務純益/(総資産-支払承
諾見返)<平残>)としております。

(図表 1 - 2) 収益動向 (連結ベース) [2 行合算ベース : 広島総合銀行 + せとうち銀行]

	14年 3 月期 実 績	15年 3 月期 実 績	16年 3 月期 見 込 み
(規模) <未残> (億円)			
総資産	27,972	27,444	26,722
貸出金	21,366	19,515	19,574
有価証券	3,657	3,780	4,323
特定取引資産	-	-	-
繰延税金資産	325	448	432
少数株主持分	0	-	-
総負債	26,740	26,701	25,961
預金・NCD	24,923	25,325	25,249
債券	-	-	-
特定取引負債	-	-	-
繰延税金負債	-	-	-
再評価に係る繰延税金負債	81	79	79
資本勘定計	1,231	742	757
資本金	458	458	458
資本剰余金	381	381	111
利益剰余金	322	220	62
土地再評価差額金	117	119	119
その他有価証券評価差額金	49	3	5
為替換算調整勘定	-	-	-
自己株式	-	-	-
(収益) (億円)			
経常収益	820	723	699
資金運用収益	648	591	603
役務取引等収益	92	73	75
特定取引収益	-	-	-
その他業務収益	65	52	17
その他経常収益	33	5	4
経常費用	760	1,412	636
資金調達費用	70	39	37
役務取引等費用	39	45	43
特定取引費用	-	-	-
その他業務費用	28	41	3
営業経費	394	384	281
その他経常費用	218	902	170
貸出金償却	14	177	-
貸倒引当金繰入額	131	679	149
一般貸倒引当金純繰入額	15	153	49
個別貸倒引当金純繰入額	115	525	100
経常利益	59	689	67
特別利益	19	20	21
特別損失	4	16	44
税金等調整前当期純利益	75	685	44
法人税、住民税及び事業税	8	1	2
法人税等調整額	23	160	16
少数株主利益	0	0	-
当期純利益	42	527	25

(図表2)自己資本比率の推移 ... (国内基準)
(持株会社グループ)

(億円)

	15年3月期 実績	16年3月期 計画	17年3月期 計画	18年3月期 計画	19年3月期 計画
資本金	458	458	458	458	458
うち非累積的永久優先株	254	254	254	254	254
資本剰余金	111	111	111	111	111
利益剰余金	61	72	143	244	349
連結子会社の少数株主持分	-	-	-	-	-
うち優先出資証券	-	-	-	-	-
その他有価証券の評価差損	-	-	-	-	-
自己株式	-	-	-	-	-
為替換算調整勘定	-	-	-	-	-
営業権相当額	-	-	-	-	-
連結調整勘定相当額	-	-	-	-	-
その他	0	0	0	0	0
Tier 計	629	642	714	814	920
(うち税効果相当額)	(446)	(431)	(370)	(290)	(206)
有価証券含み益	-	-	-	-	-
土地再評価益	89	89	89	89	89
一般貸倒引当金	114	115	115	115	115
永久劣後債務	200	200	200	200	200
その他	-	-	-	-	-
Upper Tier 計	404	404	404	404	404
期限付劣後債務・優先株	130	119	108	97	70
その他	-	-	-	-	-
Lower Tier 計	130	119	108	97	70
Tier 計	534	523	512	501	474
(うち自己資本への算入額)	(534)	(523)	(512)	(501)	(474)
Tier	-	-	-	-	-
控除項目	5	5	5	5	5
自己資本合計	1,158	1,160	1,221	1,310	1,389

(億円)

リスクアセット	18,379	18,500	18,500	18,500	18,500
オンバランス項目	17,825	17,926	17,926	17,926	17,926
オフバランス項目	554	574	574	574	574
その他(注)	-	-	-	-	-

(%)

自己資本比率	6.30	6.27	6.60	7.08	7.50
Tier 比率	3.42	3.47	3.85	4.40	4.97

(注) マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額であります。

自己資本比率の推移 ... (国内基準)〔2行合算ベース：広島総合銀行+せとうち銀行〕

(単体)

(億円)

	15年3月期 実績	16年3月期 計画	17年3月期 計画	18年3月期 計画	19年3月期 計画
資本金	458	458	458	458	458
うち非累積的永久優先株	254	254	254	254	254
資本準備金	111	111	111	111	111
その他資本剰余金	-	-	-	-	-
利益準備金	41	41	44	47	49
任意積立金	-	-	-	-	-
次期繰越利益	24	37	109	206	309
その他	-	-	-	-	-
うち優先出資証券	-	-	-	-	-
その他有価証券の評価差損	1	-	-	-	-
自己株式	-	-	-	-	-
営業権相当額	-	-	-	-	-
Tier 計	635	649	724	823	929
(うち税効果相当額)	(431)	(415)	(354)	(274)	(190)
有価証券含み益	-	-	-	-	-
土地再評価益	80	80	80	80	80
一般貸倒引当金	115	114	114	114	114
永久劣後債務	200	200	200	200	200
その他	-	-	-	-	-
Upper Tier 計	395	394	394	394	394
期限付劣後債務・優先株	130	119	108	97	70
その他	-	-	-	-	-
Lower Tier 計	130	119	108	97	70
Tier 計	525	514	503	491	464
(うち自己資本への算入額)	(425)	(441)	(497)	(491)	(464)
Tier	-	-	-	-	-
控除項目	5	5	5	5	5
自己資本合計	1,055	1,085	1,216	1,309	1,388

(億円)

リスクアセット	18,420	18,500	18,500	18,500	18,500
オンバランス項目	17,864	17,776	17,776	17,776	17,776
オフバランス項目	554	724	724	724	724
その他(注)	-	-	-	-	-

(%)

自己資本比率	5.72	5.86	6.57	7.07	7.50
Tier 比率	3.44	3.50	3.91	4.44	5.02

(注) マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額であります。

(2) 平成15年3月期業務改善命令への対応

平成15年3月期は、不良債権の積極的な引当・償却処理や徹底した有価証券の減損処理等を実施したことにより、当期利益は健全化計画に比べ598億円下回り 528億円の損失(2行合算ベース)を計上し、健全化計画に対して大幅な未達となりました。

その結果、金融庁より「金融機能の早期健全化のための金融措置に関する法律第20条第2項」及び「銀行法第52条の33第1項」の規程に基づき、平成15年8月1日に業務改善命令を受けるに至りました。

当グループは、今回の業務改善命令の内容を厳粛に受け止め、経営全般にわたる抜本的な収益改善策やその確実な実施に向けた責任あるガバナンスの確立などについて、具体的改善計画を策定し強力に推進する所存であります。

〔収益改善のための方策〕

収益の増強を図るため、「消費者ローンを中心とした高利回り商品の確保」や「中小企業向け貸出の推進と適正金利の適用」及び「受入手数料等フィービジネス強化」を営業戦略の柱として推進してまいります。また、コスト削減策として人件費の削減や店舗統廃合による物件費の削減を実施し、収益改善を推進いたします。

具体的には、次項の方策のとおり取組みます。

(3) 業務再構築のための方策

イ. 今後の経営戦略

当グループの経営理念である「私たちは、地域のベストパートナーとして、皆さまと共に豊かな暮らしと輝かしい未来を創造していきます。」を実践するため、地域金融機関としての原点に立ち返り、お客様と日常のふれあいの中で真のパートナーとなるための接点を大切にしております。

平成13年9月の持株会社設立による統合以来、子会社及び各関係会社を含むグループ企業の経営資源の統廃合による経営の効率化と経営力の強化に取り組んでまいりました。さらに今回、平成16年度に子会社が合併することにより、持株会社方式による統合で期待された水準を大きく上回る効果を実現できることとなりました。

すなわち、店舗・ATMネットワーク網の拡充による利便性の向上、本部・事務集中部門など間接部門の統合による人員の削減、電算システムや重複店舗の統合によるコスト削減など、持株会社では成し得なかった効率化が実現可能となりました。

合併後は、これらの効率化によって生じる経営資源を、お客様と接する営業分野に重点的に配置いたします。これにより、より良質で密度の濃い金融サービスを提供する営業体制を構築し、ひいては当グループの営業力が強化され、結果として収益力の強化につながることで、地域の総合金融グループとして揺るぎない確固たる経営基盤を確立いたします。

平成 16 年 3 月期方針

平成15年3月期に続き、平成16年3月期は新銀行設立に向けての準備期間といたします。合併のための各種業務の準備を行うとともに、持株会社を中心とした経営体制を強化するためのガバナンス機能の強化やコンプライアンス態勢の整備、重複した出張所の廃止等によるリストラの推進など、体制整備を重点的に行います。

さらに、自己査定基準及び償却引当基準統一とその処理、有価証券をはじめとする含み損の洗い出しとその処理など、問題債権の整理を徹底して行うことで、将来の不安材料を払拭し、できうる限り新銀行に負の遺産を引き継がないための施策も実施いたします。

平成 17 年 3 月期方針

合併年度の17年3月期は、経営体制の基盤を組成するための期間といたします。店舗・店舗外 A T M の統廃合を中心としたインフラ整備、収益計画を遂行するための営業体制・渉外体制の整備など、合併により生じた経営資源を有効に活用し、新銀行の経営戦略を効果的に展開するための基盤整備に重点を置き、以下のような施策を実行いたします。

a. 地区本部制

顧客のニーズを的確に把握し、スピーディーな対応を行うため、地区本部を設置いたします。当グループの営業地盤は、岡山から山口まで山陽圏に広範囲にわたるため、すべての営業戦略の策定、指導、検証機能等を本部に集中させた場合、地域単位の顧客ニーズや情報への迅速かつ的確な対応が困難なケースが想定されます。

そこで、各地区本部に地区本部長を配置し本部機能の一部を委譲することにより、地域に密着した営業戦略の策定や、それに伴う意思決定スピードの向上を実現してまいります。

b. グループ別体制

地区本部制のもと、人口と店舗が密集する広島地区を中心に、更なる地域営業力の強化を目的として、複数の営業店をまとめた店舗群を編成します。これにより地域特性に対応した緻密な営業展開を可能とする体制づくりを進めてまいります。

c. エリア営業体制

これまでの営業体制は全店フルバンキング体制で、営業エリアでの均一の推進体制を基本としていました。このため、店舗の役割や推進項目が画一化し、地区の特性にあった店舗運営が出来ない状況にありました。これを改善するため、フルバンキングを行う中核店と、小口融資、消費者ローン、及び預金等の調達業務を行うエリア店に区分し、店舗ごとの地域ニーズに合った営業を展開するエリア営業体制を導入いたします。

d. 各種センターの配置

住宅ローン、消費者ローン及び事業者ローンの推進は、渉外力のみに依存した販売体制では限界があり、地域情報に根付いた営業展開とともに効率的な広告宣伝によるマスセールスもさらに重要となってまいります。こうした背景のもと、既存のチャネルに加え地区本部に住宅ローンの窓口として住宅センターを設置、消費者ローン及び事業者ローンの専用窓口としてローンセンターを設置するなど、新チャネルの拡充・整備を進めてまいります。

e. ビジネスユニット体制

多様化、高度化する顧客ニーズへ対応するため、顧客セグメントとチャネルセグメントによるビジネスユニット体制を強化いたします。このビジネスユニット体制をもとにして、新営業体制を構築いたします。

パーソナルビジネスユニット

多様な個人顧客のニーズに対応した商品の充実と、マーケティングの強化を図ります。

コーポレートビジネスユニット

地元の中小企業や個人事業者の皆様へ、円滑な資金を提供いたします。

ニュービジネスユニット

新たなビジネスモデルへ積極的に営業を展開いたします。

f. 新人事制度への移行

新たな経営体制・営業体制の成功を担保するため、人事面では、成果加算給付的な給与項目を設定する新賃金体系を導入します。これにより、個々の行員の能力・競争力の向上に裏付けられたグループ全体の収益力強化を実現させる体制を確立いたします。

ロ. 収益増強策

消費者ローンを中心とした高利回り商品の確保

a. 消費者ローンの増強

個人向け高利回り運用商品として消費型ローンの販売を推進いたします。資産効率の高い収益源として、今後も引き続き新商品の開発や既存商品の改良を進めるとともに、渉外係を中心とした大型担保ローンの推進や、DMセンター、インターネット及び広告を利用したマスセールスによる小口ローンの拡販など、販売チャネルの多様化により利便性を高める等の方策を実施し残高増加を図ります。

b. 事業者ローンの増強

小口事業者ローンについては、残高の維持拡大を図るため、既存の商品の見直しを行うとともにビジネスプラザ(小規模事業者向けローンの専門チャネル)等を活用した販売体制の充実を図ります。

中小企業向け貸出の推進と適正金利の適用

a. 中小企業向け融資の推進

中小企業を中心とした事業所貸出先数を事業者ローンの推進等により拡大し、貸出残高の増強を図ります。

b. 適正金利の適用

資金用途に応じた融資条件と信用リスクに見合った金利を設定することを基本としております。

受入手数料等フィービジネス強化

資産の増加を伴わない非金利部門収入である役務収益の増加を、重要な収益強化戦略と位置付けております。これまでと同様に投資信託や損害保険及び生命保険窓販(変額年金他)による手数料を大きな収益源として積極的に取組むため、平成14年8月両子会社に本部支援チームを配置し、営業店への支援体制を強化いたしました。そのほか、合併のための業務統合に併せて、諸手数料の総合的な見直しと新規手数料の創設を予定しております。

八. リストラの推移及び追加的なリストラ計画

人員の削減

a. 役員数の削減

平成15年3月期の両行の取締役数は13名(健全化計画比 2名)となりました。

平成16年3月期は、持株会社の役員数2名を含めた人数を計上しているため15名となりますが、合併年度の平成17年3月期には13名といたします。

合併後には、持株会社と子会社との兼務役員を縮減して極力役員を専任化させるとともに、執行役員制度の拡充により、経営体制のスリム化とガバナンスの強化を図ってまいります。

b. 職員数の削減

平成15年3月期の両行の職員数は2,717名となり、健全化計画の平成16年3月期目標2,727名を1年前倒して達成いたしました。今後も経営の効率化を推し進め、職制の見直しによる正行員の削減や効率的な人員配置により、平成19年3月期は2,350名体制を目指します。

人件費の削減

平成15年3月期の人件費は、人員削減と賞与の減額により184億円(健全化計画比 14億円)となりました。

平成16年3月期の人件費は、人員の削減、賞与のカット、厚生年金基金の代行返上等により176億円(健全化計画比 20億円)を予定としており、前年比でも8億円下回る計

画としております。

なお、ベースアップについては、広島総合銀行は平成8年度、せとうち銀行は平成10年度以降実施しておりません。

役員報酬・役員賞与の削減

平成15年3月期の役員報酬は267百万円（健全化計画比 47百万円）となりました。

平成16年3月期は更に削減を行い、健全化計画を16百万円下回る274百万円としております。

17年3月期以降は、役員数の削減により前年比43百万円削減し231百万円となる見込です。なお、平成16年3月期以降の計画には、持株会社役員報酬26百万円を加算して計上しております。

また、広島総合銀行は平成9年度以降、せとうち銀行は平成10年度以降、利益処分による役員賞与は支給しておりません。

平均給与月額

合併後には新たな給与体系に移行する計画としており、19年3月期には新給与体系の定着や人員構成の見直し等による効果から366千円に下がる見込であります。

年金制度の見直し

退職給付債務及び退職給付費用を削減するため、平成15年3月期に両行厚生年金基金の代行返上を実施いたしました。現在、コンサルティング会社の指導のもと、退職給付債務や費用の現状認識及び将来予測を行い、企業会計への影響を最小限に留める新企業年金制度の構築を目指しております。

人事制度の見直し

平成16年5月の合併と同時に、新人事制度に移行する計画となっております。新人事制度は、年齢給を廃止することで賃金の年功的上昇を抑止いたします。また、定型業務と総合的な業務に従事するコース別の職務体系を基本としており、総合職においては「成果」をベースとした成果加算給的な給与を設定することで、業務に対するインセンティブを与える制度となっております。

さらに、カフェテリアプラン(注)を効果的に導入することにより、仕事の対価以外に給与の一部として支給されている現行諸手当と、福利厚生費を合わせた総額人件費管理を実現いたします。

(注) カフェテリアプラン

これまでの一律的な福利厚生の提供ではなく、いくつかの福利厚生メニューの中から職員が必要な項目を選択して、それを会社が支援する制度です。

カフェテリアプランは、各職員が自助努力で自分のライフプラン・キャリアプランを実現するための支援を行うことを目的としております。

福利厚生関連費用の見直し

合併により福利厚生関連項目（健康保険負担割合、各種補給金、見舞金制度等）を統合する際、費用支出を削減する方向で見直しをいたします。

物件費の削減

平成15年3月期の物件費は176億円（健全化計画比 1億円）となりました。

平成16年3月期の機械化関連費用は、平成13年8月公表の健全化計画にはシステム統合費用が計上されていなかったことから、前年比で8億円のコスト増加となります。

システム関連費用以外では、両行で個別の費目ごとに見直しを行い、前年比3億円あまりのコスト削減を図りますが、合併費用の支出もありトータルでは前年比およそ1億円のコスト削減となる見込です。なお、平成16年3月期及び17年3月期の費用には、宝くじ定期預金の宝くじ購入費用8億円が含まれております。この宝くじ購入費用は物件費で処理しておりますが、本来は預金金利としてお客様に還元される性質のものです。

また、同年度にはシステム統合に関する費用として、システム除却損40億円の支出も特別損失として計上いたしております。

合併年度の平成16年度は、機械化関連費用は引き続きシステム統合費用の発生から前年比5億円の増加、機械化関連費用以外では、通帳切替え費用など合併コストの発生により前年比4億円の増加が見込まれますが、平成17年度は、支店統廃合による統合効果等から前年比24億円、平成18年度では前年比10億円のコスト削減が見込まれております。

店舗数の削減

平成15年3月期の支店数は、健全化計画における目標140か店を15か店下回る125か店となりました。平成16年3月期には、出張所7か店の閉鎖を実行いたします。合併後の平成17年3月期には、システム統合の事後整理が完了する下期に重複・近接した支店20か店を統廃合いたします。さらに、平成19年3月期に4ヶ店の統廃合により、支店数は平成15年3月期の125か店から24か店減の101か店といたします。

店舗外ATMの見直し

店舗外ATMにつきましては、不採算か所の見直しをすすめ、平成15年3月期までに7か所の廃止を行いました。引き続き、合併までは不採算店舗外ATMの見直しを積極的に進め、平成16年3月期までに約20か所程度を廃止する予定であります。平成17年3月期は合併に伴い、両行で併設する店舗外ATMの廃止を進め、平成15年3月の303か所の店舗外ATMを、平成19年3月には229か所といたします。また、他行との無料提携の拡充やコンビニATMとの提携なども併せて検討し、コストの削減と顧客利便性の向上を追求してまいります。

(図表6) リストラの推移及び計画

[3社合算ベース：もみじホールディングス + 広島総合銀行 + せとうち銀行]

	15年3月末 実績	16年3月末 計画	17年3月末 計画	18年3月末 計画	19年3月末 計画
(役員数)					
役員数 (人)	20	25	19	19	19
うち取締役(()内は非常勤) (人)	13(0)	15(0)	13(0)	13(0)	13(0)
うち監査役(()内は非常勤) (人)	7(5)	10(6)	6(2)	6(2)	6(2)
従業員数(注) (人)	2,717	2,634	2,500	2,450	2,350

(注)事務職員、庶務職員合算。在籍出向者を含む。嘱託、パート、派遣社員は除いております。

(注)15/3実績は広島総合銀行 + せとうち銀行、16/3より持株会社の役員数を加算しております。

(国内店舗・海外拠点数)

国内本支店(注) (店)	125	125	105	101	101
海外支店 (店)	-	-	-	-	-
(参考)海外現地法人 (社)	-	-	-	-	-

(注)出張所、代理店、インスタアランチ、払込専門支店、共同利用ATM管理専門支店を除いております。

	15年3月期 実績	16年3月期 計画	17年3月期 計画	18年3月期 計画	19年3月期 計画
--	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

(人件費)

人件費 (百万円)	18,481	17,617	17,510	16,910	16,562
うち給与・報酬 (百万円)	11,441	11,390	11,143	10,761	10,416
平均給与月額 (千円)	371	371	373	371	366

(注)平均年齢 38歳8ヵ月(平成15年3月末)

(注)15/3実績は広島総合銀行 + せとうち銀行、16/3期より、持株会社の経営管理料(人件費分)を加算しております。

(役員報酬・賞与)

役員報酬・賞与(注) (百万円)	269	274	231	231	231
うち役員報酬 (百万円)	267	274	231	231	231
役員賞与 (百万円)	1	-	-	-	-
平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)	14	13	13	13	13
平均役員退職慰労金 (百万円)	25	18	32	-	-

(注)役員賞与は使用人兼務の使用人部分であります。なお、利益金処分によるものではありません。

(注)15/3実績は広島総合銀行 + せとうち銀行、16/3期より、持株会社の役員報酬を加算しております。

(物件費)

物件費 (百万円)	17,647	18,470	19,398	16,926	15,918
うち機械化関連費用 (百万円)	5,113	5,998	6,494	5,745	5,613
除く機械化関連費用 (百万円)	12,533	12,472	12,904	11,181	10,305

(注)リース等を含む実質ベースで記載しております。

(注)16/3期より、持株会社への経営管理料(人件費分)を減算しております。

(人件費 + 物件費)

人件費 + 物件費 (百万円)	36,128	36,087	36,908	33,836	32,480
-----------------	--------	--------	--------	--------	--------

二．子会社・関連会社の収益等の動向

平成12年10月に発表した経営統合計画に基づき、重複業務の合理化を目的に、両行関係会社及び子会社を順次再編し、以下のとおり、関係会社及び子会社の統廃合は完了いたしました。

なお、関連会社・子会社につきましては、親会社の人員計画と連携を図りつつ効率化を進め平成19年3月期までに現在の水準から10%の削減を実施いたします。

(株)せとぎんビジネスは平成14年3月に清算いたしました。

せとぎんカード(株)とヒロソーカード(株)は、平成14年4月に合併し「もみじカード(株)」となりました。

(株)せとぎんサービスとヒロソービジネスサービス(株)は、平成14年10月に合併し「もみじビジネスサービス(株)」となりました。

広島総合リース(株)は、平成14年3月に同社の発行済株式数の95%を(株)オリックスが取得し(株)オリックスの子会社となりました。

せとぎんリース(株)は、平成15年4月1日にM&Aにより他社へ株式譲渡いたしました。

(図表 7) 子会社・関連会社一覧【せとうち銀行・広島総合銀行】

(単位 : 百万円)

会社名	設立年月	代表者	主な業務	直近決算 (注8)	総資産	借入金	うち 合計 分	うち 両行	資本勘定	うち 合計 出資分	うち 両行	経常利益	当期利益	連結または 持分法の別
ヒロソー地所(株) (注3)	S 63/4 月	廣本 武雄	不動産の 管轄・保守 管理業務	15/3	6,226	4,724	4,477		469	80		188	110	連結
ヒロソー コンピュータ サービス(株)	H 1/8 月	米田 英昭	コンピュ ータ ソフトの 開発業務	15/3	117	-	-		63	30		9	3	連結
ヒロソー 総合管理(株)	H 10/7 月	迫田 利敬	担保不動 産の 競落業務	15/3	205	-	-		100	100		54	2	連結
もみじ アプライザル(株)	H 10/7 月	田津 智之	担保不動 産の 調査・評 価 業務	15/3	44	-	-		40	30		3	4	連結
ヒロソー スタッフ サービス(株) (注4)	H 10/7 月	玉井 昇	労働者 派遣業務	15/3	165	-	-		79	30		18	8	連結
もみじビ ジネス サービス(株) (注5)	S 61/2 月	岡本 正彦	各種事務 、 計算業務 等 受託	15/3	121	-	-		49	20		4	1	持分 法
もみじカ ード(株) (注6)	S 57/9 月	後藤 國男	クレジ ット カード 業務	15/3	4,275	3,458	3,458		188	19		59	36	持分 法
もみじ コンサル ティング(株) (注7)	H 4/3 月	上土 井弘 之	各種コン サル ティ ング 業務	15/3	403	144	85		217	20		27	0	持分 法

(注1) H15/3期連結決算において対象とされた子会社・関連会社すべてについて記載しております。

(注2) 子会社・関連会社のうち、経常損失、当期損失、または繰越損失のある会社の今後の業績見通し、及びグループ戦略上の位置付けについては、別紙に記載しております。

(注3) ヒロソー地所(株)は、平成15年4月1日付でもみじ地所(株)に商号変更しております。

(注4) ヒロソースタッフサービス(株)は、平成15年4月1日付で「もみじスタッフサービス(株)」に商号変更しております。

(注5) 平成14年10月1日付でヒロソービジネスサービス(株)(存続会社、新社名:もみじビジネスサービス(株))と(株)せとぎんサービス(解散会社)が合併したため、平成15年3月期において、もみじビジネスサービス(株)は持分法適用の関連会社となっております。当社は両行共通の関連会社となります。

(注6) もみじカード(株)は、平成14年4月1日にヒロソーカード(株)とせとぎんカード(株)が合併し社名変更しております。当社は両行共通の関連会社となります。

(注7) ヒロソーコンサルティング(株)は、平成15年3月1日付でもみじコンサルティング(株)に商号変更しております。

なお、平成15年1月にせとうち銀行が出資したことから、当社は両行共通の関連会社となります。

(注8) 連結決算に使用した個別財務諸表の決算日を記入しております。

〔子会社・関連会社のうち、経常損失、当期損失、または繰越損失のある会社に関する注記〕

(注2) 当該会社の今後の業績見通し、及びグループ戦略上の位置付け

(別紙)

会社名	今後の業績見通し	グループ戦略上の位置付け
ヒロソー 総合管理 (株)	<p>資産査定を厳格化を進めるため、今期より販売用不動産について年2回時価評価を行い、帳簿価格との差額を費用処理し、販売用不動産評価損失を計上することといたしました。併せて、評価損失計上に伴う販売用不動産の帳簿額の減価による業務報酬料の減少等の減収要因もあり、経常・当期損失を計上いたしました。</p> <p>今後につきましては、競落済物件の適正価格での早期売却を進めるとともに、できる限り事前に競売物件の最終買受人を見出したうえで競落することで売却処分損失を極少化し、収益の改善を図ってまいります。</p>	<p>当グループが保有する不良債権の最終処理を促進するため、当社の競売物件の早期売却処分・整理を目的とする会社。</p>
もみじ カード(株)	<p>自己破産の漸増に起因した貸倒償却の増加、また今後の貸倒損失に備えた資産査定基準の厳格化により与信費用が増加したこと、及び長引く海外旅行の低迷によるショッピング手数料の減収により経常・当期利益とも欠損を計上いたしました。</p> <p>今後は、初期延滞債権の回収を強化し、リボルビング専用カードの利用促進等によりショッピング手数料の増収を図るとともに、人員削減による固定費の削減を進め、平成16年3月期には利益計上が可能であると考えております。</p>	<p>多様化する個人消費者のニーズに対応するため、当社の個人消費者取引を補完する戦略上の重要な会社。</p>
もみじ コンサルティング (株)	<p>長引く景気の低迷により、投資先であるベンチャー企業の株式公開に向けての財務基盤の強化がスケジュールどおり進まないことから、これらの株式について実質価額を厳格に算定し、計画の進捗が大幅に遅れているものについては減損処理(有税)を実施したため、当期損失の計上となりましたが、通期では僅少なながら利益を確保しております。</p> <p>また、16年3月期には利益計上が可能であると考えております。</p>	<p>法人への経営相談・調査研究、各種研修事業及び個人への相続・資産活用等の相談業務を担うコンサルティング部門を主な事業とし、それに関連する事業として情報システム部門及びベンチャーキャピタル部門を有する当グループの総合的なコンサルティング会社。</p> <p>また、もみじグループ内企業としての位置づけを明確にするため、同社の機能をせとうち銀行と共同化したうえで、平成15年3月1日付で社名を変更いたしました。</p>

ホ．管理会計の確立とその活用の方策

収益管理体制の整備

収益管理手法については、経営資源の適正配分、貸出金利のプライシング決定、ローコストオペレーションの実践など、適正収益値を決定するためのツールとして、合併後早期に整備を進めてまいります。

また、その際にはA B C（活動原価計算）等の手法を取り入れることを検討してまいります。

信用コストを考慮した収益管理体制の構築

営業店別、個社別の収益性評価を公平かつ的確に行うために、信用リスクの計量化によって見積もられた信用コストを表面上の収益額から控除することで、真の収益額を把握することが可能となります。この信用コストをリスクテイクに対する必要コストと位置付け、積極的なリターン確保のための収益管理体制を構築してまいります。

A L M体制の整備

当グループの資産・負債を総合的に管理するA L M体制を構築していくことで、限られたリスク資本のもと安定的かつ収益の極大化を追求してまいります。

a．A L M管理手法の高度化

金利リスクの把握については、ギャップ分析やシミュレーション分析等異なる分析手法に基づく多面的管理を実施すると同時に、期間損益変動・時価損益変動の2つの観点から金利リスクを分析し、V a RやE a Rの導入等リスクの定量的把握の高度化に取り組んでまいります。こうした取り組みは、リスク軽減を目的とした効果的なヘッジ取引を可能とするほか、信用リスクやオペレーショナルリスク等他のリスクと合算し、グループ全体の経営体力・収益力と対比していくことで、収益性・安全性を考慮した統合リスク管理への発展を可能とします。

b．A L M体制の充実

経営陣が積極的にA L Mプロセスに参加し、A L Mに関する協議内容が速やかに関連部門に浸透する体制を整備していくことで、機動的なオペレーションを可能としてまいります。

3．責任ある経営体制の確立のための方策

(1) 金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念

地域金融機関の果たすべき役割は、良質で多様な金融サービスの提供により、地域経済の円滑な運営に資することであり、特に、地元の中小企業や個人のお客さまへの融資を適切に行い、地域社会の発展に貢献することにあると考えております。

このような認識のもと、地域金融における存在意義を高め、真に地域から信頼される金融グループとして、より安定的な資金供給を行うとともに高度な金融サービスの提供を実現するこ

とで、地域のお客様の真のパートナーになることを目指してまいります。

【経営理念】

「私たちは、地域のベストパートナーとして、皆さまと共に豊かな暮らしと輝かしい未来を創造していきます。」

【私たちの目指す金融グループ】

強固な経営基盤を誇り、地域の皆さまとの強力なパートナーシップを備えた金融グループ
心の通う繊細なサービスで、お客様のニーズに応え、信頼される金融グループ
豊かな個性と積極果敢な行動力を備えた社員が生き生きと働く、躍動感のある金融グループ
時代のニーズを先取りし、ダイナミックかつ真摯に事業活動を展開する、先取性に溢れた金融グループ
新鮮な感性で変化を見極め、柔軟な発想で、新しく深みのある価値を追求し続ける金融グループ

(2) 経営の意思決定プロセスと相互牽制体制

当グループは、取締役会を業務運営の最高意思決定機関と位置づけ、その下位に業務執行の決定を行う経営協議会を設けております。また、取締役会は、外部の有識者等を含んだ委員で構成される業務監査委員会、指名・報酬委員会によって検証されております。

イ．取締役会

取締役会は、各種法令等、定款及び取締役会規程に基づき、原則月2回の定期開催と必要の都度随時開催することとしております。

経営の意思決定、方針ならびに代表取締役等の業務遂行を監視・監督する。

各種リスクに対する管理体制の適正性を確保し、必要に応じた措置を施す。

社会的責任と公共的使命等の企業倫理を構築するとともに、コンプライアンスに関わる事項について協議し、必要に応じた措置を施す。

ロ．業務監査委員会

業務監査委員会は、業務監査委員会規程に基づき、業務の有効性と効率性及び信頼性、コンプライアンスについての評価を取締役に報告することを目的に、他部門から独立した立場で業務の適正性等の検証を行います。同委員は、取締役である一般委員と、取締役会が任命する外部有識者などの特別委員で構成され、3ヵ月に1回開催することとしております。

なお、平成15年8月1日の業務改善命令を受け、同委員会が経営健全化計画の進捗状況を四半期毎にチェックする態勢を整備いたします。

八．指名・報酬委員会

指名・報酬委員会規程に基づき、取締役・執行役員の候補者及び報酬等について、その決定プロセスの客観性・透明性を高めることを目的とし、年2回開催することとしております。

また、合併後は、指名・報酬委員会の機能を一層強化すため、同委員会を指名委員会、報酬委員会に分離することとしております。

二．経営協議会

経営協議会は、その運営基準に基づき各グループマネージャーにより構成され、取締役会からの諮問事項の協議や、各グループ(10グループ)の取締役会付議案件等の討議を行っております。

ホ．ガバナンス体制の強化

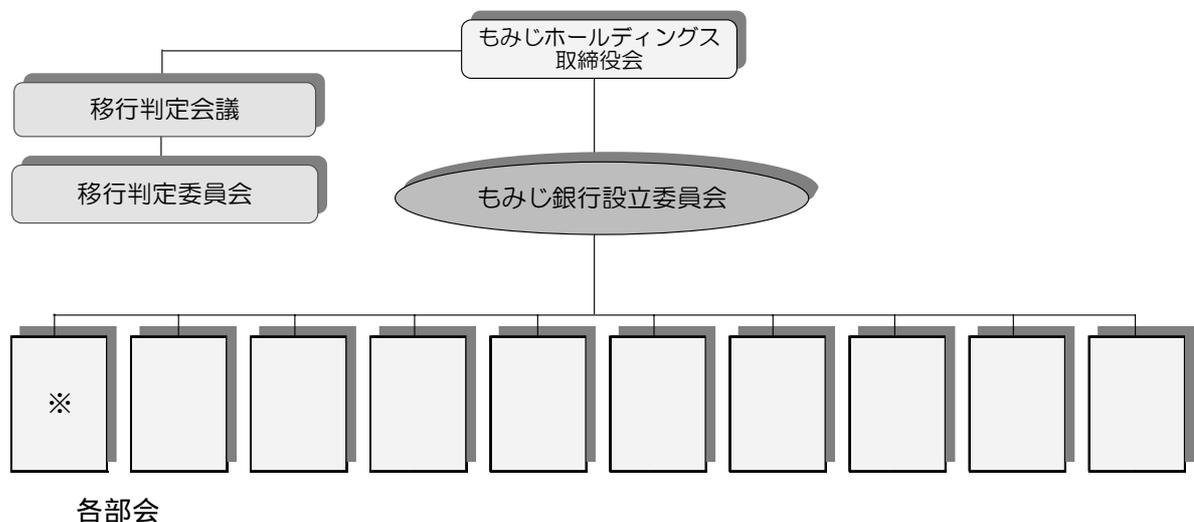
両行が合併決議したことを踏まえ、以下のような会議体の設置や規程の見直しなどを通じたガバナンス体制の強化を図ってまいります。

「合併準備委員会」の組織改正と経営戦略本部の新設

平成15年8月に、両行の合併に向けた統合準備の早期・前倒しを実現するため、従来の合併準備委員会を「もみじ銀行(仮称)設立委員会」に改正し、また、合併効果の実現と経営戦略の強力な推進を図ることを目的に、「経営戦略本部」をもみじホールディングス取締役会の下に機構上の組織として設置いたしました。

また、合併に向けて各プロジェクトの統合進捗状況及びそれに係る諸リスクの管理状況を判定するため、「移行判定会議」及びその運営を行う部署としての「移行判定委員会」を設置いたしました。

(もみじ銀行設立委員会 組織図)

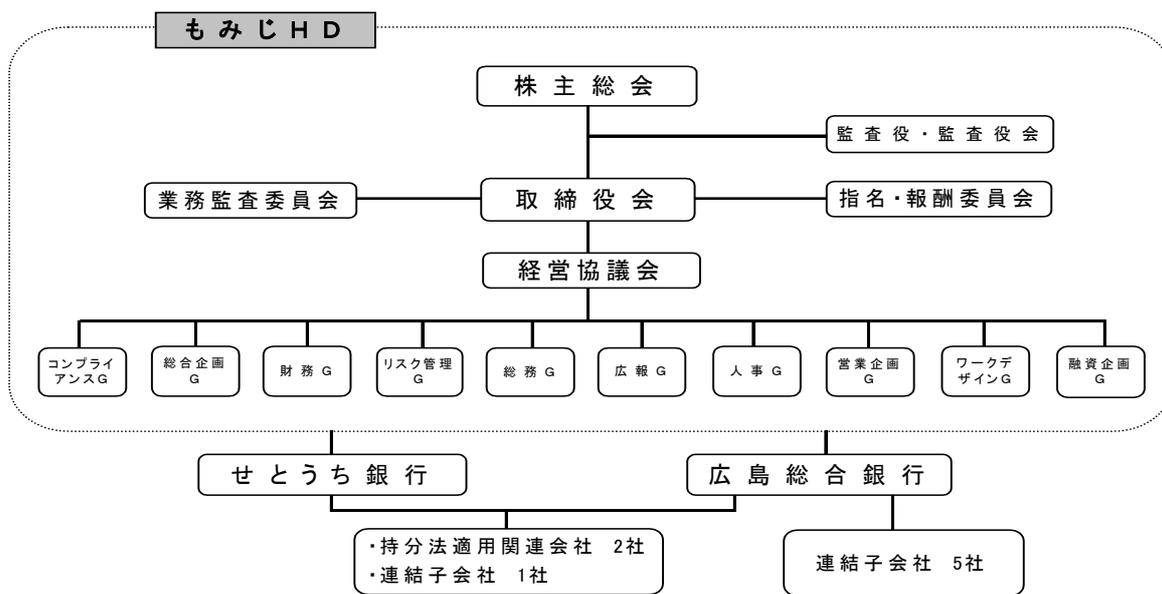


ガバナンス機能の見直し

持株会社であるもみじホールディングスは、平成13年9月設立後、同年10月に「経営管理規程」を制定し、当該規程に基づき子会社の経営管理に取り組んでまいりました。この規程では、持株会社が企画機能を、子会社は業務執行機能を中心とする体制としておりました。

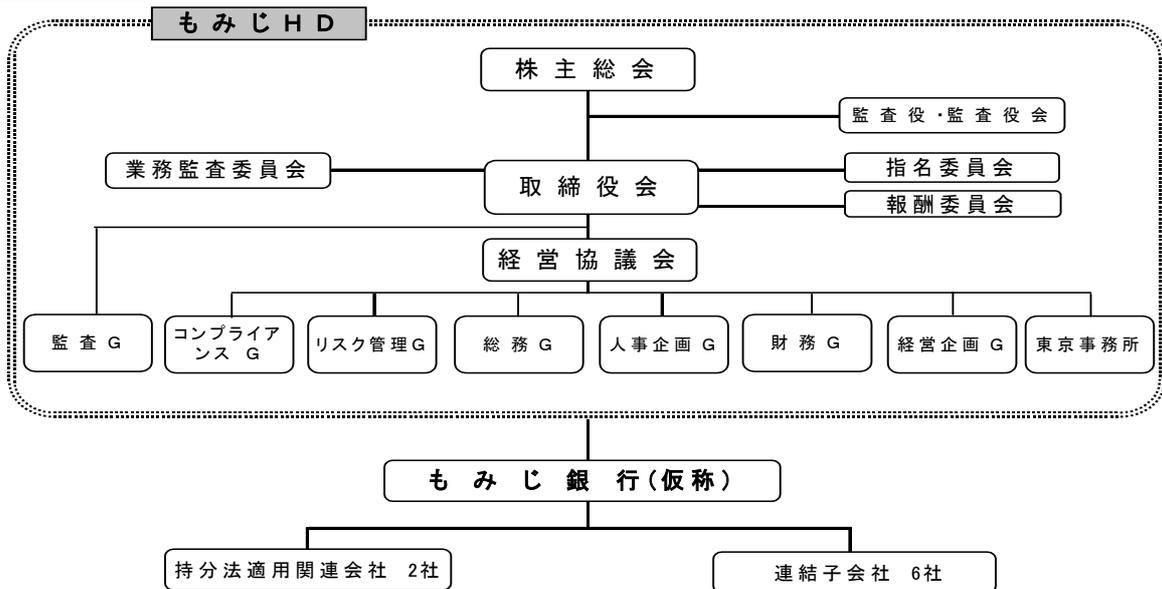
今後の合併を契機に、経営に関する意思決定・監視機能と業務執行機能を明確に分離し、権限と責任が明確な経営体制の確立を目指し、グループのガバナンス体制の再構築に取り組んでまいります。

合併前



平成16年5月(予定)

合併後



へ．コンプライアンス体制の構築及び整備

当グループでは、各種法令等や社会規範、社内ルールを遵守するコンプライアンスを経営上の重要課題として位置付け、その体制を充実していくことで、お客様、株主、市場そして地域社会から高い信頼を得てまいりたいと考えております。

コンプライアンスの基本方針等

持株会社のコンプライアンス組織においてグループ会社のコンプライアンスの基本方針・基準等を策定し、持株会社とグループ会社が連携して、コンプライアンス体制の整備・高度化を推進しております。

コンプライアンスグループ

持株会社の業務監査を行うほか、グループ会社のコンプライアンスに関する事項の統括を行い、業務監査委員会の事務局としての役割も担います。

なお、持株会社においてコンプライアンスを担当する要員の中立性・公正性を確保するため、コンプライアンスグループの人事については、取締役会で決定することとなっております。

コンプライアンス体制の再整備

せとうち銀行と広島総合銀行の両行は、平成14年度に発生した不祥事件により、平成15年4月に金融庁から、銀行法第26条1項の規程に基づき、法令等遵守に関する業務改善命令を受けました。

この業務改善命令では、両行において法令等遵守の確立、遵守状況の把握に関し、取締役会等がその機能を十分に発揮していないなど、内部管理態勢に重要な問題があるとの指摘を受けました。

現在、当グループは、この業務改善命令を厳粛に受け止めるとともに、不祥事件の再発防止及び当グループ各職員の法令等遵守意識の徹底を図るなど、抜本的な改善に向けてコンプライアンス体制の再構築を進めております。

(3) 自主的・積極的なディスクロージャー

イ．基本的な考え方

当グループは、合併・統合の目的のひとつである「魅力に満ちた金融サービスグループの確立」の実現のため、さらに経営の透明性を確保するうえにおいても、お客様や株主そして市場に向けてタイムリーに情報を発信し、皆様の信頼を高めていくことが最も重要な責務のひとつであることを認識しております。

また、地域の金融グループとして当グループが地域貢献によって適正な評価を受けるには、地域貢献の内容についてより詳細なディスクロージャーとすることが必要であると考えております。

ロ．具体的方策

上記のような基本的な考えに基づき、当グループでは経営統合発表以来、経営統合の進捗状況等の説明などの情報公開に積極的に取り組んでまいりました。

今後は、以下のような具体的な方策により、より積極的に情報公開に取り組んでまいります。

四半期情報開示(平成14年度第3四半期より実施)を含むタイムリーディスクロージャーを実施し、逐次内容の充実に努めてまいります。

両行の「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の進捗状況を、6ヵ月毎にホームページにて公表いたします。

ディスクロージャー誌やミニディスクロージャー誌(個人向け)は、当グループの経営姿勢や財務状況をさらに解りやすく伝えることを基本姿勢とし、財務情報・リスク管理体制・不良債権の状況に加え、地域貢献活動についても掲載してまいります。

インターネットによる当グループのホームページの活用により、迅速な経営情報の公開(ニュース・リリースなどの活用)に努めてまいります。

今後とも経営実態に関する情報を幅広く積極的に提供するとともに、より解りやすく、タイムリーな内容としてまいります。

(図表8) 経営諸会議・委員会の状況 [もみじホールディングス]

会議・委員会名	議長	メンバー	担当部署	開催頻度	目的・討議内容
取締役会	社長	全取締役・監査役	総務グループ	月2回	法令等に定める事項のほか、持株会社及びグループ全体の経営方針、その他の重要事項の決議。
監査役会	監査役	監査役	監査役	月1回	監査に関する重要な事項についての報告、協議、決議。
業務監査委員会	一般委員の互選	一般委員(取締役)特別委員(取締役が任命する外部有識者)	コンプライアンスグループ	年4回	取締役会の直轄機関として、業務の適正性等の検証、業務の有効性、効率性、信頼性、コンプライアンスについての評価を取締役に報告。
指名・報酬委員会	委員の互選	社長を除く取締役全員、外部委員2名	総務グループ	年2回	取締役・執行役員の候補者及び報酬の決定プロセスの客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として設置。
経営協議会	総合企画グループマネージャー	各グループのマネージャー	総合企画グループ	週1回	企画・管理部門・業務部門及びコンプライアンス部門にあるグループの分掌業務を多角的な視点から検討。
もみじ銀行(仮称)設立委員会	もみじホールディングス会長・社長	両行取締役8名	総合企画グループ	月1回	新銀行設立に向けた統合準備の早期・前倒しを実現するとともに、合併並びにグループの一体的戦略実現のための重要事項の審議・決定。
移行判定会議	もみじホールディングス取締役会	もみじHD取締役会、移行判定委員、及び事務・システムPTスタッフ	移行判定委員会	15年9月 11月 16年2月 4月 5月	合併・統合プロジェクト全体の移行判定及び、見直し基準抵触の判定を行う。

(注) 開催頻度が不定期の場合は、過去1年間の開催回数を記入しております。

(図表8) 経営諸会議・委員会の状況 [広島総合銀行]

会議・委員会名	議長	メンバー	担当部署	開催頻度	目的・討議内容
取締役会	社長	全取締役・監査役	総合企画部	週1回	経営に関する基本方針・重要事項等の決定、取締役の業務執行の監督。
監査役会	監査役	監査役	監査部	月1回	監査に関する重要な事項についての報告、協議、決議。
執行役員会	社長	全執行役員 全取締役・監査役	総合企画部	月1回	業務執行全般に関する協議、業務執行状況の報告。
予算委員会	総合企画部長	総合企画部担当役員、 営業推進部長、 融資統括部長、 市場営業部長、 リスク統括部長、 総合企画部長	総合企画部	原則 月1回	総合予算の編成方針の決定及び月次の進捗状況の分析等。
ペイオフ委員会	総合企画部	専務取締役 営業推進部、 融資統括部、 市場営業部、 ワークデザイン部、 広報室、 総合企画部の主任 調査役、営業店支店 長2名	総合企画部	随時 (昨年度 実績3回)	ペイオフの全面解禁に向けた対応(情報の収集及び発信、要求払預金管理体制、計数把握体制の充実等)。
リスク管理委員会	リスク統括部 担当役員	全取締役 営業推進部長、 融資統括部長、 市場営業部長、 総合企画部長、 ワークデザイン部長、 監査部長 リスク統括部長	リスク 統括部	原則四半 期に1回	流動性リスク・市場リスク・信用リスク等の統一的な管理による健全性の確保と安定的な利益確保(下部組織としてリスク管理部会、ALM部会あり)。
コンプライアンス委員会	社長	全取締役 全部・室長	コンプライアンス 統括部	月1回	コンプライアンスにかかわる重要事項の決定及び全社的なコンプライアンス状況の把握。
合同会議	専務取締役	全取締役・監査役、 本部主任調査役以上 100%子会社の社長	総合企画部	月1回	各部・関係会社間の連絡・連携。
支店長会議	総合企画部 (事務局)	全取締役・監査役 支店長以上の職位者 関係会社社長	総合企画部	原則半期 に1回	経営方針、業務運営方針、その他の重要事項に関する部・室・支店長への周知徹底。
グループ別支店長会議	営業推進部長	グループ担当役員 営業推進部長、 担当推進役、 グループ内 全支店長	営業 推進部	月1回	支店長に対する業務運営方針、各種施策の徹底。

(注) 開催頻度が不定期の場合は、過去1年間の開催回数を記入しております。

(図表8) 経営諸会議・委員会の状況 [せとうち銀行]

会議・委員会名	議長	メンバー	担当部署	開催頻度	目的・討議内容
取締役会	頭取	取締役、監査役	総務部	月3回	経営基本方針の決定、リスク管理方針の決定、企業倫理を構築するための体制整備。
部長会議	頭取	役員、部長、ブロック母店長(関連会社役員は必要に応じて出席)	総合企画部	月2回	全般的管理統制ならびに業務執行に関して、各部門間の連絡協調。
融資審議会	融資担当役員	本部常駐役員、審査第一部長、常勤監査役	審査第一部	月3回	経営の健全性に期し、高度な経営判断により、融資案件の可否。
部門連絡協議会	副部長	本部各部長により指名された管理職	総合企画部	随時(昨年度実績6回)	部門間の意思疎通を図り、協調による業務の円滑な進展に寄与。
支店長会議	営業統括部長	本部各部長・副部長、指名された調査役、営業店長	営業統括部	年4回	経営及び各部門の方針の徹底。
統括店長会議	母店長	母店長及び統括店長、該当部門長及び準ずる者	営業統括部	年4回	各部門方針の徹底を図るとともに、営業店・本部間の意見交換。
コンプライアンス委員会	頭取	頭取、専務、部室長、ブロック長、頭取が指名した者	コンプライアンス統括室	月1回	企業倫理の構築を目指し、コンプライアンス態勢の充実・強化を図ることにより、内部管理体制を整備。
経営委員会	総合企画部(事務局)	総合企画部長、主管部門長、関連部門長、委員会の指定した者	総合企画部	随時(昨年度実績134回)	取締役会の諮問事項または取締役会付議事項の協議。
リスク管理委員会	頭取	取締役、常勤監査役、リスク関連部門長、委員長の指名した者	リスク統括室	月1回	流動性、市場、信用、事務、EDP・その他リスクを管理(下部組織として、ALM部会、事務関連部会あり)。
システム委員会	専務	事務統括部長、関連部門長	事務統括部	年4回	当行におけるコンピュータシステムの基本計画を策定。
時短推進委員会	頭取	頭取及び頭取が指名した者	人事部	随時(昨年度実績1回)	労働時間短縮のための施策・推進。
考査委員会	人事担当役員	役付取締役、人事部長、コンプライアンス統括室長	人事部	随時(昨年度実績5回)	就業規則に基づき職員の表彰及び懲戒について審議し、取締役会へ付議。
衛生委員会	人事部長	人事部・総務部の調査役、従業員組合執行委員	人事部	月1回	職場内の安全・衛生と快適な作業環境を確保。

(注) 開催頻度が不定期の場合は、過去1年間の開催回数を記入しております。

4. 配当等により利益の流出が行われなかったための方策等

(1) 基本的考え方

当グループは、子会社であるせとうち銀行と広島総合銀行の合併により業務を再構築し、新たな経営改革を進めることにより、健全化計画の利益目標を達成するとともに、自己資本比率の向上と内部留保の蓄積に努めてまいります。

これにより、最重要課題である公的資金による優先株式の消却が万全となるように対応してまいります。

(2) 配当、役員報酬・賞与についての考え方

配当につきましては、銀行の公共性や経営の健全性維持の観点から、内部留保の充実に努めつつ、将来にわたる株主価値向上の観点も含め、安定的な配当を実施していくことが基本であると考えております。

平成15年3月期におきましては、健全化計画の利益目標に対して大幅な乖離が生じたことから、普通株の配当を見送りいたしました。また、平成16年3月期につきましても内部留保充実のため、配当を見送る計画といたしております。平成17年3月期以降は、復配する計画としておりますが、配当額につきましては各期の利益計画達成状況によりその都度検討することといたします。

これにより、最重要課題である公的資金による優先株式の消却が万全となるように対応してまいります。

5. 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

(1) 基本的な取組み姿勢

地域の中小企業及び個人のお客さまとの強力なパートナーシップを構築しつつ、お客様の資金需要に応え、円滑な資金供与に努めていくことが、地域金融機関として最大の責務であると考え、お客さまのニーズに応じた多様な商品・金融サービスを積極的に提供することとしております。

加えて、両行は、金融庁より要請された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月公表)に基づく「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の実行を通じ、中小企業の再生に向けた取組みを強化し、地域経済の活性化に寄与してまいります。

(2) 具体的な方策

イ．地域における中小企業のニーズが多様化・高度化する中で、それぞれの企業ニーズに対応できる商品提供や経営支援機能を整備・充実いたします。また、個人のお客様のニーズに対応するためのチャンネルの整備、住宅ローン・消費者ローン商品の充実を図ります。

ロ．地元中小企業との取引関係の強化やサービス向上及び取引先の業績向上を目的として、両行の取引先の組織化を進め、関連会社である「もみじコンサルティング㈱」や外部機関を活用した経営情報やビジネス・マッチング情報の提供などを行ってまいります。

ハ．県・市・地元企業が参加し、平成15年6月より事業活動がスタートした「広島ベンチャー育成基金」、及び今後活動が期待される「産業クラスター計画」に、もみじフィナンシャルグループとして参加することにより、地域経済の発展に寄与できものと考えております。

ニ．円滑な資金供給や情報・サービスの提供等を行うためには、人材の育成並びにノウハウの蓄積を図ることが必要であることから、そのための効果的な研修プログラムの実施や関連会社を含めたグループ全体での態勢整備等を早急に進めてまいります。

(3) 組織・体制の見直し

イ．事業先の再建支援を行うための「経営支援チーム」等を配置し、健全化を目指す企業の再建支援を行ってまいりましたが、今後は支援範囲を拡大し、事業内容悪化の未然防止にも力を注いでまいります。

ロ．これまで地元の中小・零細企業の資金調達ニーズにお応えするため、小規模事業者向けローンの専門チャンネルであるビジネス・プラザを広島県内3ヵ所に設置しておりますが、今後はさらに体制を拡充してまいります。

(4) 地域経済の発展を支援する商品の提供

これまで、株式の購入、私募債の引受、流動化債権の引受など多様化する資金調達手段への対応を行ってまいりましたが、国家的な戦略としてのベンチャー企業育成方針のもと、調達手段の多様化は中小企業でも今後益々拡大することが予想されます。このような動きに対応するため、グループ会社である「もみじコンサルティング㈱」や外部機関との連携を深めつつ、多種多様な資金調達手段に対応することで地域経済の活性化に貢献してまいります。

(5) 融資に対する取組み姿勢

融資の取組みにあたっては、地域金融機関として中小企業育成という役割を果たし、安定的な収益を確保していくために、貸出資産の良質化と維持・確保を図らなければならないと考えております。そのために、お客様の健全な資金ニーズの開拓に努め、貸出資産の増強に注力してまいります。

すなわち、中小企業を主な対象とした事業性貸出につきましては、資金使途に応じた融資条件と信用リスクに見合った金利・保金を考慮しつつ、積極的な積み上げに取り組むとともに、個人ローン・住宅ローンにつきましても、各種商品のラインアップによりお客様のニーズにマッチした提案営業を迅速かつ的確に展開してまいります。

(図表 10-2) 貸出金の推移 [2 行合算ベース : 広島総合銀行 + せとうち銀行]

(残高)

(億円)

	15年3月末 実績 (A)	16年3月末 計画 (B)
国内貸出	19,618	19,810
中小企業向け貸出 (注)	12,957	12,761
個人向け貸出 (事業用資金を除く)	5,038	5,175
その他	1,621	1,874
海外貸出	-	-
合 計	19,618	19,810

(注) 中小企業向け貸出とは、資本金又は出資金 3 億円 (但し、卸売業は 1 億円、小売業・飲食業・サービス業は 50 百万円) 以下の法人または常用する従業員が 300 人 (但し、卸売業・サービス業は 100 人、小売業・飲食業は 50 人) 以下の法人向け貸出 (個人に対する事業用資金を含む) を指す。ただし、当社の連結子会社・持分法適用会社向け貸出を除く。

(増減額・実勢ベースを算出するうえで考慮すべき要因考慮後)

(億円)

	15年3月期 実績 (注)	16年3月期 計画 (B) - (A) + (ア)
国内貸出	858	434
中小企業向け貸出	594	30

(注) 履行状況報告書の図表 10 - 1 より引用

(実勢ベースを算出するうえで考慮すべき要因)

(億円、() 内はうち中小企業向け貸出)

	15年度中 計画 (ア)
不良債権処理	()
貸出金償却 (注1)	()
部分直接償却実施額 (注2)	()
CCPC (注3)	()
協定銀行等への資産売却額 (注4)	()
上記以外への不良債権売却額	()
その他の処理額 (注5)	()
債権流動化 (注6)	()
私募債等 (注7)	()
子会社等 (注8)	()
計	240 (226)

(注 1) 無税化 (法人税基本通達 9 - 6 - 1、9 - 6 - 2、9 4 1、9 4 2) を事由とする直接償却額。

(注 2) 部分直接償却当期実施額。

(注 3) 共同債権買取機構に売却した債権に関する最終処理額。

(注 4) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条で定められた協定銀行等へ債権売却額。

(注 5) その他の不良債権処理による残高減少額。

(注 6) 主として正常債権の流動化額。

(注 7) 私募債の引受等、実質的に貸出と同様の信用供与が行われているものの取組み額。

(注 8) 連結子会社・持分法適用会社向け貸出のうち、中小企業向け信用供与の円滑化に資するもの。

6. 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

(1) 消却、払戻し、償還又は返済についての考え方

イ. 基本的な考え方

「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」第10条第2項6の規程通りに、協定銀行が取得株式等をできる限り早期に譲渡その他の処分を行うことができるよう、あらゆる経営努力により収益力の向上と財務内容の健全化を図り、今後、消却のための財源を早期に確保できるように努めてまいります。

ロ. 優先株式について

上記の基本的な考え方に従い、事業再構築や経費削減策などの努力により、更なる収益力及び財務体質の強化を図って参ります。

今後は、役職員が一丸となって着実に実績を積み上げ、次表の「剰余金の推移」のとおり、22年3月末には第二種優先株式200億円（公的資金）を上回る636億円程度の消却原資を剰余金として確保できる見通しです。

ハ. 劣後ローンについて

平成11年9月に整理回収機構から借り入れた劣後ローン200億円につきましては、リスクアセットの改善や将来の資本政策等による自助努力で自己資本比率を改善することにより、償還は可能であると考えております。

(2) 剰余金の推移

(単位：億円)

14/3 実績	15/3 実績	16/3 計画	17/3 計画	18/3 計画	19/3 計画	20/3 計画	21/3 計画	22/3 計画
301	52	66	141	238	341	442	539	636

(注) 平成15年3月期の統合2行の剰余金残高は、配当可能利益の計算を考慮して「持株会社22億円+せとうち銀行29億円=52億円」を計上しております。

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 各種リスク管理の状況

イ. リスク管理の基本方針

当グループは、リスク管理を経営の根幹に関わる重要課題と位置付け、全ての役職員が、リスクの所在の認識及び評価の把握に努めるとともに、これを管理するための体制整備と適正な運営に取り組むことを基本方針としております。

具体的には、持株会社及び両行それぞれの「リスク管理規程」に基づき、リスク管理統括部署を設置するとともにリスクの種類に応じて管理部署を定めております。

持株会社のリスク管理

持株会社のリスク管理統括部署は、子会社からの報告・モニタリングを通してリスクの存在及び当該リスク量を把握し、定期的または必要に応じて取締役会にその内容について報告するとともに、子会社等に対して助言・指示を行います。

また、リスク管理統括部署は、それぞれのリスク量と業務純益・自己資本との対比を取締役に報告しております。

子会社（両行）のリスク管理

両行では、持株会社の「リスク管理規程」のもと、リスク統括部署が各社で定められた「リスク管理基準」に基づいた予想損失額を計測し取締役会へ定期的に報告しております。取締役会はリスク管理方針を決定し、各リスク管理部署に指示を行う体制となっております。

ロ. 経営陣のリスク管理への関与

取締役会はリスク管理の重要性を認識し、当グループにおけるリスクの存在及び管理の状況等を把握するとともに、必要に応じた措置を施し、また、リスク管理体制の適切性の確保と、そのレベルアップに向けた取組みを常に行っております。

八．もみじホールディングスのリスク管理状況

(図表 12)リスク管理の状況

		当期における改善等の状況
信用リスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク管理基準 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資企画グループ・リスク管理グループ <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・与信額制限、業種別与信額制限は、50億円を設定し、各子会社においても個々に設定し運営している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・格付基準の改正(統一基準) 平成14年下期でほぼ完成(平成15年4月11日もみじHD取締役会承認済み)。 ・財務定量格付モデルの更新 もみじモデルを構築(平成14年12月完成)。 ・大口与信先の状況(合算50億円以上)及び与信リミット超過先の状況、取組み方針等を取締役に報告する。また、与信ポートフォリオの状況として債務者区分を合算ベースにて報告している。
マーケットリスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク管理基準、市場リスク管理マニュアル <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理グループ <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジション枠・リスクリミット・損失限度額は子会社個々に運営し、ホールディングスとしては、設定・運営は行っていない。 ・子会社は、半期毎にリスク管理方針を示し、各子会社の個々の遵守状況は別途各取締役会に報告している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理項目の遵守状況の報告とは別に、経費控除前であるが各部門のパフォーマンスの状況も報告している。
流動性リスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動性リスク管理基準、流動性リスク管理マニュアル <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理グループ <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預貸率、預貸証率、コールローン・預金金額については、平常時・懸念時・危機時のレベルを設定し、子会社個々に運営している。 ・ホールディングスは、設定・運営は行っていないが、半期毎のリスク管理方針を示し、子会社個々の遵守状況は把握している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペイオフ等制度変更に備えた資産流動化を実施している。
カントリーリスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> - <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> - <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> - 	<ul style="list-style-type: none"> ・子会社における個別管理としている。

		当期における改善等の状況
オペレーショナルリスク (四)リスクも含む	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> - <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> - <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> - 	<ul style="list-style-type: none"> ・子会社における個別管理としている。 ・システム統合については、システム統合管理基準のもと、合併準備委員会を中心としたプロジェクト管理を実施している。 ・事務リスク計量化については、子会社において事務ミス・事故に関するデータベースの作成を計画している。
法務 リスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を取締役会において制定 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスグループ <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーガル・チェックの実施.....新業務・新商品及び規程・基準の制定・改廃に関して、各所管グループにおいて2次チェックを実施している。また、コンプライアンスに係わる問題についてコンプライアンスグループは実態を把握し、関係部署と協議・協力のうえ対応している。 ・コンプライアンスグループは、各所管部署・子会社等からの報告を通して、コンプライアンスの状況について把握し、定期的または必要に応じて業務監査委員会や取締役会及び監査役に報告している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新業務・商品及び規程・基準の制定・改廃において規程に則りリーガルチェックを実施している。 ・子会社からコンプライアンスの状況について半期毎の報告を求め、業務監査委員会、取締役会、及び監査役に報告している。
レピュテーション リスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・体制の整備を図るとともに、経営の透明性向上に努める。 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合企画グループ、広報グループ、リスク管理グループ <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ対策やディスクロージャー誌による広報活動を重視している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報の機能を持株会社に集約し、ディスクロージャーによる経営の透明性向上に努めている。 ・「緊急時対応マニュアル」を制定。危機事象としてレピュテーションリスクも想定。子会社からの報告等により対応を行うこととしている。

二．せとうち銀行のリスク管理状況

		当期における改善等の状況
信用リスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用リスクの効率的マネジメントにより、安全性確保と収益性向上の両立を目指す。 リスク管理規程、与信管理基本規程、信用リスク管理基準 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査第一部、審査第二部（個別案件審査・管理・自己査定） <p>リスク統括室（与信ポートフォリオの統括）</p> <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般与信先（個人ローン先を除く）を対象に債務者格付を付与。この格付を信用リスク管理の中心に置いている。格付は年1回付与するが、信用状況の変化に応じ随時変更を加えている。また、年2回実施する自己査定時にも定期的な検証を行う。 個別案件単位には与信業務専決権限基準により、営業店での決裁権限の範囲を定めている。また、年2回個別社別ミッション制度として、営業店・本部の間での与信先への取組方針統一ならびに個社へのクレジットラインを設定している。 信用リスク計量化業務は、平成12年2月にシステム対応を実施した。現在、四半期毎に運用を実施中。信用リスク量を予測損失額、予測損失変動額の2段階で計測し、収益性・所要自己資本を検証している。 与信ポートフォリオの管理については、従来残高ベースで格付別・業種別に分析報告を定例的に実施しているが、上記計量化結果により、リスク量ベースも追加。時系列比較を行っている。 リスク計量結果により、ポートフォリオ単位に与信限度額設定を行っている。（業種別与信リミット、個別社別与信リミット） 	<ul style="list-style-type: none"> クレジットポリシーの定着。 信用リスク計量化業務の定例化及び精度の向上を行っている。 計量化を9月末に実施、12月末基準で運用している。 下期個別社別ミッションを実施した。（H14年11月実施） 与信ポートフォリオの状況を報告している。（リスク管理委員会）（9月末基準、12月末基準） 信用コストを反映した金利ガイドライン（基準金利）の遵守状況モニター、報告を実施した。（リスク管理委員会） 金利ガイドラインに業種別スプレッドを導入した。（H14年11月）（特定業種向け） 格付基準の改正（統一基準）平成14年下期でほぼ完成した。（4月11日もみじHD取締役会承認） 財務定量格付モデルの更新従来のせとうち判別モデルを発展させ、もみじモデルを構築した。（H14年12月完成）
マーケットリスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理規程、市場取引規程、リスク統括管理方針 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場統括部、営業統括部、リスク統括室 <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ALM金利リスクは、マチュリティギャップのリミットを設定している。リスク計量は金利感応度分析・10BPVを併用している。 債券の金利リスクは持高・10BPVによるリミットを設定のほかVaRを計測している。 株式価格変動リスクは、値をもとに日経平均1,000円当りの感応度（損益変動額）を算出しリミットを設定している。また、純投資・政策投資別のVaRを計測している。 リスク計量不能取引等（外為スペキュレーション・投信・金外信・商品勘定）は損失限度額を設定し、管理している。 毎月のリスク管理委員会で、損益動向・遵守状況を経営陣へ報告し今後の取組方針を協議している。 	<ul style="list-style-type: none"> 各リミット、限度額を遵守している。 VaR計測及びバックテストを実施している。 持合株式を大幅に圧縮した。

		当期における改善等の状況
流動性リスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理規程、市場取引規程 ・リスク統括管理方針 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場統括部、営業統括部、リスク統括室 <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日次・週次・月次での資金ギャップ計測、状況に応じた対策を実施している。また、逼迫度に応じたアラームポイントを設定している。 ・市場調達額・流動性準備額の状況をリスク統括室が把握、関連部署・担当者に周知徹底している。 ・毎月のリスク管理委員会で状況を経営陣へ報告している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日中手持現金把握のためのシステムを開発した。 ・流動性を考慮した証券投資を実施している。
コントリビューションリスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理規程、リスク統括管理基準 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場統括部、リスク統括室 <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国別の与信リミットを設定し、枠内での運用を遵守している。 ・リミットは定例的に見直している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則年1回見直を行っている。 ・紛争当事国は排除している。

		当期における改善等の状況
オペレーショナルリスク(サイバーリスクも含む)	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報管理規程(セキュリティ・ポリシー) 情報管理基準、システム関連規程・基準(セキュリティスタンダード) <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務リスク主管部門 全部門 EDPリスク主管部門 事務統括部 計量可能データはリスク統括室が一元管理 <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理規程に従い、「内部管理体制進捗状況チェック表」をリスク管理方針と位置付け、リスクの重要性や事務リスク軽減のための具体的な方針の策定とその進捗状況をチェックしている。 上記チェック表に掲げたリスク管理方針に基づき、関連各部署と連携をとりつつ、事務ミス状況、検査結果、問合せ等により把握した問題点を踏まえ、事務規定の整備や研修・臨店等の事務指導を実施することにより、事務水準の向上を図る。 現状、リスクの計量化については、事務ミス等の過去データによる実損額をもとに予想損失額を算出している。今後、計量化手法の高度化に備え、リスク把握の範囲や過去データの蓄積に取組み、具体的な手法の検討を進める。 情報管理規程に基づくシステム管理体制の構築、アクセス権限等による顧客情報保護を徹底する。 情報資産の保護、安全対策の具体策については情報管理基準、システム関連規程・基準(セキュリティスタンダード)にて徹底を図っている。 緊急事態発生時の対応計画であるコンティンジェンシープランは、訓練、定期的な見直しにより有効性を確保する。 外部委託管理は、日立製作所との間で詳細な管理手順を契約(サービス条件書)している。定期的な報告会の実施により運用状況及び障害発生状況を報告し、遵守状況・問題点をチェックする態勢としている。なお、銀行の立ち入り監査を契約に定め、FISCの安全対策基準による監査を実施し、リスクを評価している。 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理状況については自己チェック表に基づき、方針の遵守状況及びリスク管理体制の整備状況について定例的に取締役会へ報告している。 事務リスク計量化については、事務ミス・事故に関するデータベースの作成を計画している。 事務手続14項目について、部達の制定及び改正を実施した。 平成14年11月に預保の「機構指定フォーマット」作成マニュアルを公布した。 役員や一般行員を対象に事務リスクに関する集合研修等を8回開催した。 新任役員指導2か店を含む38か店を臨店指導した。 情報管理に係る自店研修を下期に実施した。 部門システム自店検査を上期より継続して実施している。 コンティンジェンシープランは原則毎年4月に改定する。
法務リスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関としての公共的使命・社会的責任に鑑み法令等遵守を経営の最重要課題と捉えている。 コンプライアンス規程 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス統括室 <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスプログラムに則った、法令等遵守・啓蒙活動の定着化を図る。 コンプライアンス委員会による審議・評価を実施している。 店内研修活動を充実している。 	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス委員会への情報報告体制を確立した。 反社会的勢力の定義を制定し適正な対応を行うこととした。 再発防止に役立てるため苦情・トラブルの報告態勢を確立した。 利用者保護の観点から対応する苦情・トラブルマニュアルを策定した。 不祥事件処理基準策定した。 平成15年度コンプライアンス・プログラムを策定する。

		当期における改善等の状況
レピュテーションリスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資家、顧客に対して透明性の高い情報開示を行うことで、当行の正当な評価獲得を目指す。 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合企画部、リスク統括室 <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> マスコミやディスクロ誌による広報活動を行っている。 顧客対象の業績等内容説明会を定例開催している。 個人向けディスクロージャー誌を発行している。 	<ul style="list-style-type: none"> もみじHDとの連携を強化し一体的な広報活動の実施する。 グループにおける緊急時対応マニュアルを制定する。

ホ．広島総合銀行のリスク管理状況

		当期における改善等の状況
信用リスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用リスク管理規程 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資統括部、市場営業部、営業推進部 <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務者の信用リスクを管理するために、原則としてエクスポージャーを有する全債務者を対象として信用格付を実施している。信用格付は1年に1回行うほか、財務内容の変化、延滞、自己査定時の指示等により見直しを行っている。 貸出金ポートフォリオの改善に向けて、格付別、金額別に融資運営方針を決定し、貸出権限基準で運営を制御している。平成15年度方針においても、与信リミットの運営に加え、信用リスクの高い業種に対し業種リスクリミットを設定し運用する。 信用リスクの計量的把握、リスクリミットの設定等による貸出金ポートフォリオ管理については、平成13年5月に定めた信用リスク管理規程で次のとおり実施を計画している。 <ul style="list-style-type: none"> 信用リスクの計量的把握 <ul style="list-style-type: none"> 信用格付遷移分析を基本として、期待損失額及び最大損失額を測定し、貸出金部門に配分される擬制資本との比較、検証を行い、信用リスク量をコントロールする。現在は信用リスクの計量的把握を試行中。 リスクリミットの設定 <ul style="list-style-type: none"> リスクリミットは、当社の与信の上限である信用リスクリミット、個別債務者毎に定める個別リスクリミット、業種別に定める業種リスクリミットの3種類で運営し、特定債務者・グループ及び特定業種への与信の集中を抑制する。なお、信用リスクリミット及び個別リスクリミットは平成13年下半期、業種リスクリミットは平成14年度上半期から実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 融資支援システムの構築に併せて、信用リスクの計量化やプライシング・リスクリミット・ポートフォリオ管理手法等の導入・高度化を指向している。 平成14年度上半期より業種リスクリミットを設定している。 業種関連・回収率・その他のデータのパラメータ検討、検証を終え平成14年3月基準から正規の運用開始している。 格付基準の改正(基準統一) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年下期でほぼ完成した(平成15年4月11日もみじHD取締役会承認)。 財務定量格付モデル更新 <ul style="list-style-type: none"> もみじモデルを構築した(平成14年12月完成)。

		当期における改善等の状況
マーケットリスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場性リスク管理規程 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場営業部、営業推進部 <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジション枠、リスクリミット、損失限度額の設定により管理を行う。ポジション枠、リスクリミット、損失限度額の設定は、半期毎に策定する「統合リスク管理方針」の中で行なう。毎月の遵守状況を取締役会へ報告。 ・計量手法としては、100BPV・1,000円感応度を用いリスクリミットを設定。VaRも算出しているが、試行的段階にとどまっている。金利リスクについては、金利更改期別マチュリティーギャップ分析・金利感応別資産負債バランスシートのシミュレーション分析を行っているが、参考段階。 ・為替リスクについては、ネットのポジションをもとに変動幅を乗じVaRを算出。リスクリミットを設けているが、検証をかさね改善を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「市場性リスク管理規程」を平成14年2月1日より施行している。 ・各リミット、限度額を遵守している。 ・VaR計測によるリスク動向を把握している。
流動性リスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動性リスク管理規程 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場営業部、営業推進部 <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半期毎に策定する「統合リスク管理方針」にアラーム・ポイントを設定。 数値基準及び定性基準によって、資金繰り逼迫度に応じた対応策の協議及び実施を行うこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「流動性リスク管理規程」を平成14年2月1日より施行している。 ・「流動性リスク緊急時対応マニュアル」を平成14年11月11日より施行している。
カントリーリスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、取締役会協議により、国別与信限度枠を設定（定期更新）。 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場営業部 <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月次ベースで国別与信額をチェックし、限度額内運用を遵守している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額内運用を遵守。リスク分散を図った。

		当期における改善等の状況
オペレーショナルリスク(サイバーリスクも含む)	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務リスク管理規程、情報管理規程(セキュリティポリシー) <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークデザイン部、リスク統括部、コンプライアンス統括部、人事部、総務部、市場営業部、融資統括部、広報室 <p>・オペレーショナルリスク管理の強化については、各種ルールの制定や見直しを常時実施し、管理態勢の整備に努めるとともに、教育・研修ならびに事務指導によりレベルアップを図っている。また、監査部との連携により、問題点に対する対応策の検討や臨店指導を行っている。</p> <p>このうち、EDPリスクについては、FISCのシステム監査指針及び安全対策基準等を参考に、規程・基準の整備に努めており、コンティンジェンシープランも整備している。</p> <p>・オペレーショナルリスクのうち、情報管理面及びシステムリスクについては、「情報システムリスク」について「情報管理基準(セキュリティスタンダード)」を策定している。</p> <p>・なお、リスクの計量化を含めた管理手法は現在確立されておらず、今後の検討課題。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理強化を目的とした、各種規程・ルールに伴ってリスク管理強化を実施した。FISCのガイドラインに準拠し、定性的なシステムリスク評価を実施している。 ・事務リスク計量化については、事務ミス・事務事故に関するデータベースの作成を計画している。
法務リスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス態勢の再構築の一環として「コンプライアンス規程」「コンプライアンス委員会規程」を改正し、「不祥事件等処理規程」を制定し、平成14年10月から新たな態勢で取組むこととした。 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス統括部による法務問題の一元管理体制を構築し、コンプライアンス統括部の機能強化を図った。 <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーガルチェックの運用見直しを実施し、範囲・方法の明確化とリーガルチェックの徹底を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス委員会規定」を改正し、全取締役を新たに委員に加え、経営陣の関与を強化した。 ・法務問題の一元管理体制を確立し、法務関連情報をコンプライアンス委員会、取締役会及び監査役会に報告した。 ・反社会的勢力に関する情報を一元管理するため、情報の定義、情報収集・報告・管理体制を全店に周知した。 ・内部告発・セクハラ・コンプライアンス相談窓口としてコンプライアンス・ボックス(メール・ボックス)を設置した。 ・不祥事件処理ルールを見直し、新たに規程を制定し、責任部署の明確化と牽制機能の確保を図った。 ・苦情クレーム対応マニュアルの見直し、支店の恣意性を排除し、再発防止に向けて、全ての苦情・クレームの報告をルール化した。
レピュテーションリスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・管理体制の構築・整備を図るとともに、経営の透明性の向上に努めていく。 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合企画部、総務部、広報室 <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスコミやディスクロージャー誌による広報活動を行っている。 ・マイナス情報等のレポーティングラインを設定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報の機能を持株会社に集約し、ディスクロージャーによる経営の透明性向上に努めている。

(2) 資産運用に係る決裁権限の状況

イ．持株会社の決裁権限

持株会社において、信用リスク・市場リスク管理に関するグループ統一の枠組みとなる「信用リスク管理基準」・「市場リスク管理基準」を策定し、リスクの現状について定期的に取り締役に報告しております。取締役会では融資限度枠適正性などの討議を行っております。また、市場リスク管理に関するグループ統一の枠組みとなる「市場リスク管理基準」を策定し、その基準に基づき、銀行子会社における運用状況を定期的にモニタリングしております。しかし、現状では必要に応じて銀行子会社と協議するに止まっております。

合併後は、持株会社がグループ全体の資産運用方針を決定し、適切な資産配分をコントロールする体制を構築いたします。

ロ．貸出運用について

両行貸出案件の決裁は、合併まではそれぞれの「専決権限基準」に則り運用しております。合併後の「専決権限基準」を含む審査に関わる各基準は、平成15年12月を目途に統一する方針としております。

ハ．有価証券運用について

両行においては、半期ごとに策定するリスク管理方針に則り、そのルール内での厳格な運用に努めております。また、フロント・ミドル・バックそれぞれのオフィス間での相互牽制体制のもと、ロスカットルールのチェックやALMの状況を把握し、リスク管理に努めております。

(3) 資産内容

イ．金融再生法開示債権の状況

両行は、平成11年度中間期より「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて査定した資産を「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」に区分し、各債権額を公表しております。各開示債権の定義は以下のとおりです。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」

破産、会社更生、和議等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権であり、自己査定で破綻先及び実質破綻先債務者に対する債権に相当します。

「危険債権」

債務者が経営破綻状態には陥っていないが、財務状況及び経営状況が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権であり、自己査定で破綻懸念先債務者に対する債権に相当します。

「要管理債権」

自己査定で要注意先債務者のうち、3カ月以上の延滞債権及び貸出条件緩和債権に相当します。

「正常債権」

債務者の財務状況及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3区分に相当しない債権をいいます。

(図表13) 金融再生法開示債権の状況 [2行合算ベース：広島総合銀行+せとうち銀行]

(単位：億円)

	14年3月末 実績(単体)	14年3月末 実績(連結)	15年3月末 実績(単体)	15年3月末 実績(連結)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	450	451	281	281
危険債権	588	589	1,353	1,355
要管理債権	393	394	604	604
小計	1,431	1,434	2,238	2,240
正常債権	20,730	20,690	17,837	17,793
合計	22,161	22,124	20,075	20,033

【引当金の状況】

(単位：億円)

	14年3月末 実績(単体)	14年3月末 実績(連結)	15年3月末 実績(単体)	15年3月末 実績(連結)
一般貸倒引当金	123	123	276	276
個別貸倒引当金	146	147	376	376
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
貸倒引当金計	269	270	652	652
債権売却損失引当金	10	10	2	2
特定債務者支援引当金	-	-	1	1
小計	280	280	656	657
特別留保金	-	-	-	-
債権償却準備金	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
合計	280	280	656	657

ロ．リスク管理債権の状況

銀行法 21 条に基づくリスク管理債権は以下のとおりです。

(図表 14)リスク管理債権の情報 [2 行合算ベース：広島総合銀行 + せとうち銀行]

(単位：億円、%)

	14年3月末 実績(単体)	14年3月末 実績(連結)	15年3月末 実績(単体)	15年3月末 実績(連結)
破綻先債権額 (A)	485	485	435	435
延滞債権額 (B)	1,096	1,097	1,741	1,742
3か月以上延滞債権額 (C)	12	12	-	-
貸出条件緩和債権額 (D)	379	380	603	603
金利減免債権	18	18	12	12
金利支払猶予債権	0	0	0	0
経営支援先に対する債権	-	-	-	-
元本返済猶予債権	360	361	590	590
その他	-	-	-	-
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	1,973	1,977	2,780	2,781
部分直接償却	554	554	569	569
比率(E) / 総貸出	8.95	9.01	13.77	13.84

(注) 部分直接償却控除前で記載しております。

(4) 償却・引当方針

イ．公的資金による株式等の引受け等を踏まえた自主的・積極的な償却・引当方針

基本的な考え方

両行の保有する資産について各銀行で自己査定を行い、自己査定の債務者区分・資産分類などに基づき、その結果として予想される損失額を早期健全化法第3条第2項の規程により、金融庁が定めるところによるほか、日本公認会計士協会の実務指針、商法及び企業会計原則に照らし、監査法人との協議等に従って、期末時点における与信関連資産等が、内包する信用リスクに応じた十分な水準で償却・引当を行い、資産の健全性を保持することとしております。

体制について

償却・引当は各銀行の自己査定結果にもとづき、本部所管部において実施する体制としております。自己査定は、営業店及び本部所管部が一次査定を行い、審査部門で二次査定を行ったうえで、独立した監査部門が一次・二次査定の正確性や客観性を監査しております。

償却・引当は、この自己査定結果にもとづき、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の計上を本部所管部において実施しており、この償却・引当の内容についても監査部門が監査しております。

なお、自己査定結果及び償却・引当の内容につきましては、取締役会への報告と監査役会による内部監査のほか、監査法人による外部監査を受けております。

引当率の算定方法

a. 「正常債権」の引当

正常先に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見積もり「一般貸倒引当金」へ計上いたします。なお、今後1年間の予想損失額は1年間の貸倒実績率に基づく、過去3算定期間の平均値を予想損失率とし、これに正常先の期末債権を乗じたものいたします。

b. 「要管理先を除く要注意先」の引当

要管理先を除く要注意先に対する債権については、「正常先」の引当と同様の方法といたします。

c. 「要管理先(要管理債権を有する債務者)」の引当

要管理先に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見積もり「一般貸倒引当金」へ計上いたします。なお、今後3年間の予想損失額は、過去3年間の貸倒実績率に基づく、3算定期間の平均値を予想損失率とし、これに要管理先の期末債権を乗じたものいたします。

d. 「破綻懸念先」の引当

破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額等を控除した残高(分類額)について、今後3年間の予想損失額を見積もり「個別貸倒引当金」へ計上いたします。なお、今後3年間の予想損失額は、3年間の貸倒実績率に基づく、過去3算定期間の平均値を予想損失率とし、これに破綻懸念先の期末分類額を乗じたものといたします。

e. 「実質破綻・破綻先」の引当

実質破綻・破綻先の債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額等を控除した残額(分類額)を、「直接償却」または「個別貸倒引当金」へ計上いたします。

有価証券の減損

有価証券の評価については、平成13年度から時価評価を適用しており、減損処理については、「金融商品会計に関する実務指針」により、市場価格のある有価証券は期末前1ヵ月の市場価格の平均を基準(時価)として、30%以上下回ったものはすべて当該時価とその取得原価との差額を減損しております。

市場価格のない株式は、実質価格が取得原価を50%以上下回ったものは、その評価額を減損いたしております。

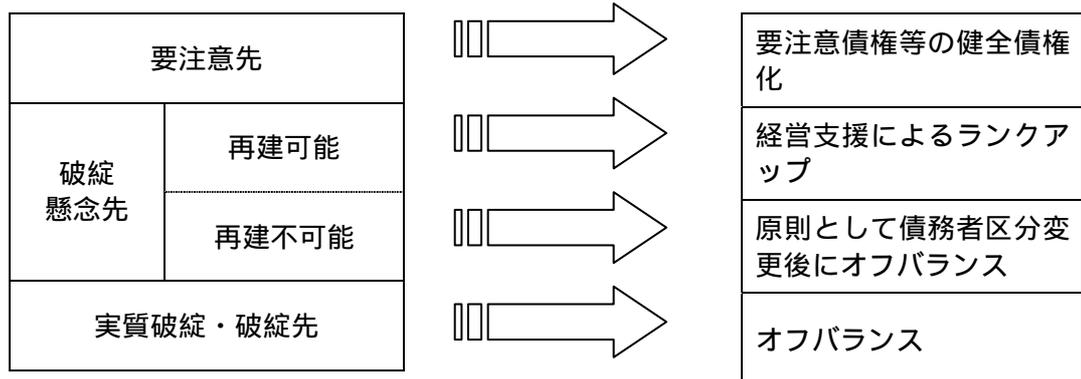
ロ. 不良債権の売却等による処理、回収の方針

基本的な考え方

平成16年3月期以降においても、自己査定をより厳格に実施し将来において損失発生が見込まれる先についての確に引当を行うものといたします。加えて、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に対する機能強化計画に則り、取引先企業に対する支援機能の強化を推進するとともに、再生可能と判断した取引先については早期事業再生に向けた取組みを積極的に展開し、再生不能と判断した取引先についてはオフバランス化を促進いたします。

不良債権削減方針

不良債権については、債務者区分に基づき以下のとおり取組むこととしております。



新規発生の抑制

要注意先及び破綻懸念先の再建可能な債務者に対する債権の正常化の促進は勿論のこと、正常先であるが業績が悪化しつつある債務者に対しても、融資管理部署に「経営支援チーム」を設置し、企業・営業店・本部が一体となって経営改善や事業再生に取り組んでおります。

今後は、上記施策に加え、外部の専門家(税理士・コンサルタント等)や産業再生機構及び中小企業支援センター等の外部機関を利用することにより、債務者の早期事業再生に向けて一層積極的に取り組んでまいります。加えて、早期に事業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト等)を育成するため、業界団体の研修参加や行内研修の実施等を積極的に推進いたします。

八．債権放棄についての考え方

債権放棄については、法的破綻処理等との処理方法の違いによる経済合理性の観点のみならず、モラルハザードを回避する観点からも次の要件を満たす場合に限定すべきと考えております。

債権放棄による財務状況の改善により、経営再建が実現する可能性が高く、残存債権の回収がより確実になると認められる場合。

利害の対立する複数の支援者間の合意により策定されるなど、合理的な再建計画に基づく場合。

対象企業の経営責任が明確にされ、債権放棄が社会通念上合理的であると認められる場合。

債権放棄による支援が、当該企業の再生につながり、企業破綻による社会的損失を回避できる場合。

(図表 15)不良債権処理状況 [2 行合算ベース : 広島総合銀行 + せとうち銀行]

【単体】

(単位:億円)

	14年3月期 実績	15年3月期 実績	16年3月期 見込み
不良債権処理損失額(A)	153	610	102
個別貸倒引当金繰入額	115	525	96
貸出金償却等(C)	35	83	10
貸出金償却	13	0	0
CCPC向け債権売却損	0	0	-
協定銀行等への資産売却損(注)	-	-	-
その他債権売却損	21	81	10
債権放棄損	-	-	-
債権売却損失引当金繰入額	2	-	-
特定債務者支援引当金繰入額	-	1	-
特定海外債権引当勘定繰入	-	-	-
一般貸倒引当金繰入額(B)	15	152	49
合計(A) + (B)	169	762	151

<参考>

貸倒引当金目的取崩による直接償却等(D)	191	266	212
グロス直接償却等(C) + (D)	227	349	222

【連結】

(単位:億円)

	14年3月期 実績	15年3月期 実績	16年3月期 見込み
不良債権処理損失額(A)	153	611	102
個別貸倒引当金繰入額	115	525	92
貸出金償却等(C)	35	84	10
貸出金償却	14	1	0
CCPC向け債権売却損	0	0	-
協定銀行等への資産売却損(注)	-	-	-
その他債権売却損	21	81	10
債権放棄損	-	-	-
債権売却損失引当金繰入額	2	-	-
特定債務者支援引当金繰入額	-	1	-
特定海外債権引当勘定繰入	-	-	-
一般貸倒引当金繰入額(B)	15	153	49
合計(A) + (B)	169	764	146

<参考>

貸倒引当金目的取崩による直接償却等(D)	191	266	152
グロス直接償却等(C) + (D)	227	350	222

(注)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却損であります。

(5) 評価損益の状況と今後の処理方針

平成 15 年 3 月期においては 130 億円の減損処理等を実施し、評価損益につきましては評価差額金として、3 億円を資本の部へ計上いたしました。

有価証券につきましては、今後、保有株式の見直しを行い、株式残高の圧縮に努めてまいります。

(図表 18) 評価損益総括表 (平成 15 年 3 月末、単体)

[2 行合算ベース : 広島総合銀行 + せとうち銀行]

【有価証券】

(単位 : 億円)

	残 高	評価損益			
		評価益	評価損		
満期保有目的	有価証券	24	0	-	0
	債 券	-	-	-	-
	株 式	-	-	-	-
	そ の 他	6	0	-	0
	金銭の信託	-	-	-	-
子会社等	有価証券	-	-	-	-
	債 券	-	-	-	-
	株 式	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-
	金銭の信託	-	-	-	-
その他	有価証券	3,756	6	39	33
	債 券	3,117	11	31	19
	株 式	201	8	2	10
	そ の 他	437	2	6	3
	金銭の信託	-	-	-	-

【その他】

(単位 : 億円)

	貸借対照表 価 額	時 価	評価損益		
			評価益	評価損	
事業用不動産 (注 1)	350	223	127	0	127
その他不動産	92	90	1	-	1
その他資産 (注 2)	-	0	0	1	0

(注 1) 「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用不動産の再評価を平成 10 年 3 月に実施しております。

(注 2) デリバティブ取引、債務保証等の偶発債務に係る損益を含んでおります。

(図表 18)評価損益総括表(平成15年3月末、連結)

[2行合算ベース:広島総合銀行+せとうち銀行]

【有価証券】

(単位:億円)

		残 高	評価損益	評価損益	
				評価益	評価損
満期保有目的	有価証券	0	0	-	0
	債 券	0	-	-	-
	株 式	-	-	-	-
	そ の 他	0	0	-	-
	金銭の信託	-	-	-	-
子会社等	有価証券	-	-	-	-
	債 券	-	-	-	-
	株 式	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-
	金銭の信託	-	-	-	-
その他	有価証券	3,755	6	39	33
	債 券	3,117	11	31	19
	株 式	201	8	2	10
	そ の 他	436	2	6	3
	金銭の信託	-	-	-	-

【その他】

(単位:億円)

	貸借対照表 価 額	時 価	評価損益	評価損益	
				評価益	評価損
事業用不動産(注1)	373	237	135	0	136
その他不動産	150	154	4	6	2
その他資産(注2)	1	1	0	1	0

(注1)「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用不動産の再評価を平成10年3月に実施しております。

(注2)デリバティブ取引、債務保証等の偶発債務に係る損益を含んでおります。

(6) 金融派生商品等取引動向

金融派生商品等の取引は、各種リスクのヘッジを主たる目的としており、今後も、この方針に変更はありません。なお、金融派生商品等の取引動向は、次のとおりであります。

金融派生商品等取引動向(平成15年3月末時点) (単位:億円)

	契約金額・元本想定	信用リスク相当額 (与信相当額)
金利スワップ(注)	55	0
通貨スワップ	-	-
先物外国為替	8	0
合計	63	0

(注)ヘッジ会計が適用されている取引は除いております。また、評価損益は損益計算書に計上しております。

(7) 劣後債の引受け又は劣後ローンによる貸付けその他の方法による子会社の財務内容の健全性の確保

もみじホールディングスは、グループの自己資本充実を目的として劣後債又は劣後ローンその他の方法により資金調達を行うことがあります。当該資金は子会社の財務内容の健全性を確保するため、子会社が発行する社債の引受け又は子会社への貸付金に使用されるものであります。

(持株会社の劣後特約付債務の残高) (単位:億円)

	15年3月期 実績	16年3月期 計画	17年3月期 計画	18年3月期 計画	19年3月期 計画
劣後特約付 債務残高	200	200	200	200	200

(注)現時点において、もみじホールディングスは、子会社である広島総合銀行の劣後特約付債務 200 億円を引き受けております。

8. 地域経済における位置づけ

(1) 地域の金融市場における融資比率等

もみじフィナンシャルグループは、広島県を中心とした山陽地方、特に瀬戸内海沿岸の地域を主要営業基盤といたしております。

中でも、広島県においては、平成13年9月の経営統合により、貸出金・預金ともに約21%強のシェアとなり、地元経済にとって極めて重要な役割を担う金融グループであります。

【広島県内の貸出金・預金シェア(都銀・信託銀行除く)】

(単位：億円、%)

		13年3月末		14年3月末		15年3月末	
		残高	比率	残高	比率	残高	比率
貸出金	せとうち銀行	5,452	6.60	5,373	6.60	5,327	6.77
	広島総合銀行	13,056	15.79	12,985	15.95	11,999	15.25
	もみじF・G計	18,508	22.39	18,358	22.56	17,327	22.02
	地元地銀	28,466	34.44	28,571	35.10	27,712	35.22
	その他	35,690	43.17	34,457	42.34	33,643	42.75
	合計	82,666	100.00	81,388	100.00	78,683	100.00

預金	せとうち銀行	6,622	6.36	6,629	6.30	6,770	6.32
	広島総合銀行	15,477	14.86	15,254	14.49	16,366	15.27
	もみじF・G計	22,100	21.23	21,883	20.79	23,137	21.59
	地元地銀	40,298	38.70	41,823	39.74	42,002	39.20
	その他	41,718	40.07	41,532	39.47	41,985	39.19
	合計	104,118	100.00	105,239	100.00	107,124	100.00

(注) 地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫の合計に占める比率。ニッキンデータによる。

(2) 地域経済への貢献

当グループは、「私たちは、地域のベストパートナーとして、皆さまと共に豊かな暮らしと輝かしい未来を創造していくこと」を経営理念とし、地元における健全な企業や個人のお客様の資金ニーズに対応し、円滑な資金供給を行うとともに、住みよい地域社会づくりのために様々な取組みを、平成 16 年 5 月の両行合併以降もより積極的に行ってまいります。

イ. 広島県内ネットワーク

当グループの広島県内における店舗や A T M ネットワークについては、地元競合 4 行のなかで約 35% のシェアを占めており、お客様の利便性の確保に努めております。

【広島県内における店舗状況】(平成 15 年 3 月末、出張所・代理店を除く)

(単位：か店、%)

	広島県内店舗数	シェア
せとうち銀行	40	13.1
広島総合銀行	67	22.0
もみじ F・G 計	107	35.1
地元競合 2 行	198	64.9
合 計	305	100.0

【広島県内における店舗外 A T M 設置状況】(平成 15 年 3 月末、共同店舗外 A T M 含む)

(単位：か所、%)

	広島県内設置箇所数	シェア
せとうち銀行	93	12.4
広島総合銀行	202	27.0
もみじ F・G 計	295	39.4
地元競合 2 行	454	60.6
合 計	749	100.0

両行は、中国地方の第二地方銀行 5 行により A T M 相互開放を実施することに加え、「ひろしまネットサービス」(注)に参加することにより、時間内手数料を無料とすることで、お客様の利便性向上を図っております。

(注) 「ひろしまネットサービス」とは、両行及び広島銀行、広島県信用金庫協会加盟の 5 信用金庫による時間内 A T M 利用手数料の相互無料化サービスです。

両行は、平成 11 年より郵便局との A T M提携を実施し全国郵便局の A T Mとの相互利用が可能となりました。加えて、せとうち銀行では、郵便局の A T M時間外手数料のキャッシュバックサービスを実施しております。

ロ．地域(地元)中小企業・個人への資金供給

当グループは、平成 14 年 9 月末の貸出金残高 19,617 億円のうち、約 88%にあたる 17,327 億円を広島県内に供給し、広島県内における融資シェアは 22%強を占めており、地元のリレーションシップバンクとして広く金融機能を提供しております。

当グループの提供する金融機能の重要性については、地域の皆さまからも評価をいただいております。地元経済になくはならない存在になっております。

【広島県内における融資残高】(平成 15 年 3 月末) (単位：億円)

	広島県内貸出残高 (A)	総貸出金残高 (B)	(A) ÷ (B)
せとうち銀行	5,327	5,838	91.2
広島総合銀行	11,999	13,779	87.1
もみじ F・G 計	17,327	19,617	88.3

ハ．地方公共団体への協力

当グループは、地元の金融グループとして、広島県、広島市が発行する地方債の引受や、地方公共団体、公社などへのご融資を通じて、公共施設の建設、教育や福祉の充実などに協力しております。

また、当グループは広島県内の 6 つの町(甲山町、世羅西町、吉田町、黒瀬町、音戸町、大崎町)の指定金融機関及び安芸たかた広域連合・賀茂広域行政組合、広島中央広域行政組合の指定金融機関として公金受払事務を行っているほか、2 市 7 町 1 村(せとうち銀行)、4 市 16 町(広島総合銀行)の指定代理金機関事務を行うなど(平成 15 年 3 月末現在)、公共性の高い業務を行っており、地域社会への貢献を果たしております。

今後も、こうした地方公共団体への協力等を通じて、より住みよい地域社会づくりのための取組みを継続してまいりたいと考えております。

【地方公共団体公金取扱実績】(平成 15 年 3 月期) (単位：億円)

	せとうち銀行	広島総合銀行	もみじ F・G 計
収納金合計	102	508	610
うち広島県	47	173	220
うち広島市	55	335	390

【広島県・広島市縁故債引受シェア推移表】

(単位：%)

		13年3月期	14年3月期	15年3月期
広島県	せとうち銀行	4.65	4.70	4.65
	広島総合銀行	9.40	9.56	9.38
	もみじF・G計	14.05	14.26	14.03
広島市	せとうち銀行	8.40	8.40	8.29
	広島総合銀行	21.70	22.20	21.20
	もみじF・G計	30.10	30.60	29.49

ニ．地域開発プロジェクトへの参画

当グループは、地域の社会・経済・産業基盤の整備を図るため、各県・各市町村の長期ビジョンに基づき設立された第3セクターを通じ、さまざまな地域開発プロジェクトにも積極的に参加しております。また、今後は、地域経済発展に貢献できるコミュニケーションクレジット等の組成や参加に対しても積極的に取り組むこととしております。

現在の具体的な取り組みとして、「広島地下街開発建設」をはじめとする広島市の主要プロジェクトへの資金供給、事業母体への人材の派遣を行っております。

今後とも、当グループは、地域経済発展に資するため各種地域開発プロジェクトへの資金供給等に、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

ホ．地域に密着した商品の提供

当グループは、地元金融機関としての特性を生かした預金商品を開発してきております。特に、両行の共同商品であります「カーブV預金」につきましては、地元のお客様にご愛顧いただき、当グループの看板商品となっております。

ヘ．社会貢献活動への取り組み

当グループは、地域金融機関としてのみならず、地域経済発展の一翼を担う主要企業として、これまでにさまざまな地域貢献活動に取り組んでまいりました。また、地域産業の活性化を促進するために設立された各種団体への参加を通じて、地域経済の発展にも尽力いたしております。

今後も、社会基盤の多様化・高度化に対応し、環境問題への取り組みなど地域社会の発展に貢献して参りたいと考えております。

【主要な地域イベントへの貢献活動】

活動期間	活動名	内容
14年4月19日	小さな親切運動	「小さな親切」運動 広島県本部の設立 25 周年を記念し、中央公園に植樹
14年6月29日	全国高校野球抽選会	第 84 回全国高校野球選手権広島大会の組み合わせ抽選会を広島総合銀行本店 10 階ホールで実施
14年6月2日	小さな親切運動	「小さな親切」運動 広島県本部で、広島市主催の「ゴミゼロ・クリーンウォーク」に参加、広島総合銀行の役職員約 100 名が参加
14年11月5日～ 14年11月12日	小さな親切運動	「小さな親切」運動 広島県本部で、広島内の社会福祉施設など 4 か所に車いす計 8 台を寄贈
14年12月25日	小さな親切運動	小さな親切」運動 広島県本部で、発展途上国の人々の支援に役立ててもらうため、使用済みのプリペイドカード約 26,000 枚を広島平和文化センターに寄贈
15年4月5日	ボランティア活動	もみじフィナンシャルグループとして初の合同ボランティア活動を実施した

【その他地域貢献活動】

活動期間	活動名・内容
昭和 31 年～現在	小学生対象の「くらしの文集」事業の運営
昭和 61 年～現在	「もみじコンサート」の開催
昭和 43 年～現在	広島総合銀行育英会の事業
昭和 49 年～現在	ヒロソー女性教室の開催
昭和 52 年～現在	「小さな親切」運動広島県本部の活動
昭和 52 年～現在	財団法人 広島地域社会研究センターの活動
昭和 54 年～現在	経営者二世教室とヒロソーフューチャークラブの主催
昭和 57 年～現在	花鉢の寄贈（社会福祉法人、病院、刑務所、老人ホーム等）
昭和 60 年～現在	もみじニューイヤークンサートの開催
平成 3 年～現在	ヒロソーレディースサッカー大会の開催